

第 3 期有田町

子ども・子育て支援事業計画

【素案】

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の少子化は急速に進行しており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

このような状況の中、有田町（以下「本町」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものとして示されました。

このたび、「有田町子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や「こどもまんなか社会」を目指す全国的な取り組み、本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第3期有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向

子ども・子育てに関する国の制度等の動向は以下のように整備が進められています。

① こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

② こども大綱

常に子どもや若者の視点で子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

③ 子どもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれています。

④ 子どもの居場所づくりに関する指針

「地域コミュニティの希薄化」や「複雑かつ複合化した生活課題」、「価値観の多様化」等、子どもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、子どもたちにとっても「自分の居場所」があることはウェルビーイングで成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域において「居場所づくり」に関する取り組みが実践されており、今後の更なる推進を目指すために居場所づくりについて国の考え方を示しています。

⑤ 子ども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料が無料となっています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策など、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

⑥ 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間の時限立法（10 年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（任意計画に変更）、10 年間の集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念に則り、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

【基本理念】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

【基本的な視点】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 子どもの視点 | 2 次代の親の育成という視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 4 社会全体による支援の視点 |
| 5 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9 サービスの質の視点 | 10 地域特性の視点 |

⑦ 子どもの貧困対策

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

その後、令和 6 年 6 月には「こどもの貧困解消法」として改正がなされ、子どもの貧困の解消を明記した法律として設定されました。

また、この法に基づき平成 26 年 8 月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5 年ごとに見直すこととなっており、令和元年 11 月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、本計画では次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 4 条および国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」を内包し、次世代育成支援計画及び子どもの貧困対策推進計画としても策定します。

■本計画の策定根拠



(2) こども基本法及びこども大綱と本計画の関連

令和5年4月に施行された「こども基本法」とそれに基づき国により示された「こども大綱」では、今後の子どもや若者に関する支援や取り組みを保健・福祉・医療分野だけでなく、幅広い政策分野の内容を一体的に取り組んでいくために必要な事項が示されました。そして、「こども基本法」では都道府県及び市町村において、それらを体系的に示す「こども計画」の策定が努力義務として定められています。

本町では、今回「第3期子ども・子育て支援事業計画」として本計画を策定し、「こども計画」については、今後県及び県内市町の動向をうかがいながら計画の策定を検討しています。そのため、本計画については、「こども基本法」及び「こども大綱」の内容について、すべてを踏まえるものではありません。しかし、従来の「子ども・子育て支援事業計画」として対象としている乳幼児～小学生児童及びその保護者に関する施策のうち、保健・福祉・医療に関連するものや、子どもの権利保全に関連するものなど、「子ども・子育て支援事業計画」の記載内容と関連する内容については、「こども基本法」や「こども大綱」の内容も勘案し策定するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

年度	令和2年度～ 令和6年度 2020～2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030
	第2期	第3期有田町子ども・子育て支援事業計画					
						評価・ 次期計画策定	次期計画

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 有田町の子ども・子育てを取り巻く状況

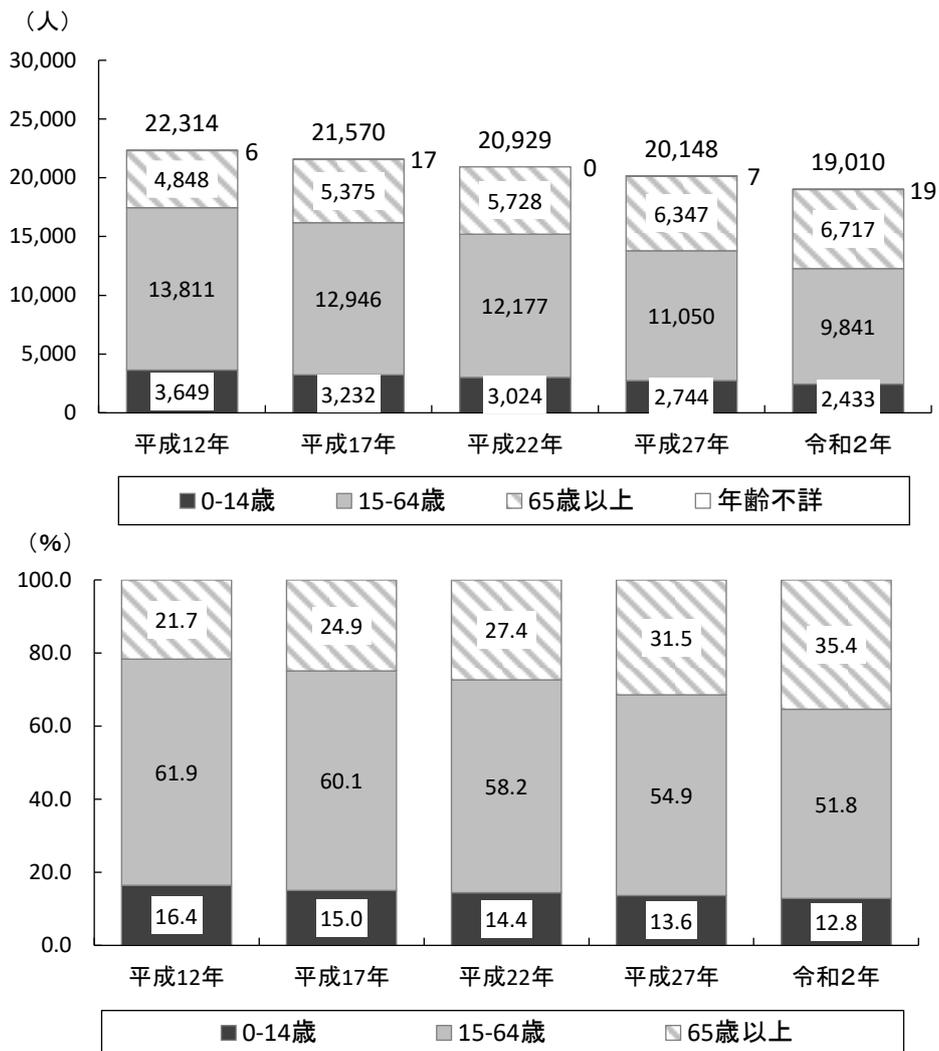
(1) 人口・世帯数等の動向

① 総人口・世帯数の推移

●人口減少社会において、本町の人口においても人口減少・少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成12年の16.4%から令和2年には、12.8%まで減少しています。

●国立社会保障・人口問題研究所による令和32年までの推計をみると、25年後の年少人口は現在の半数以下まで減少するものと予想されますが、今後ますます女性の社会進出や就労形態の多様化が進んでいくことから、よりきめ細やかなニーズ対応が求められます。

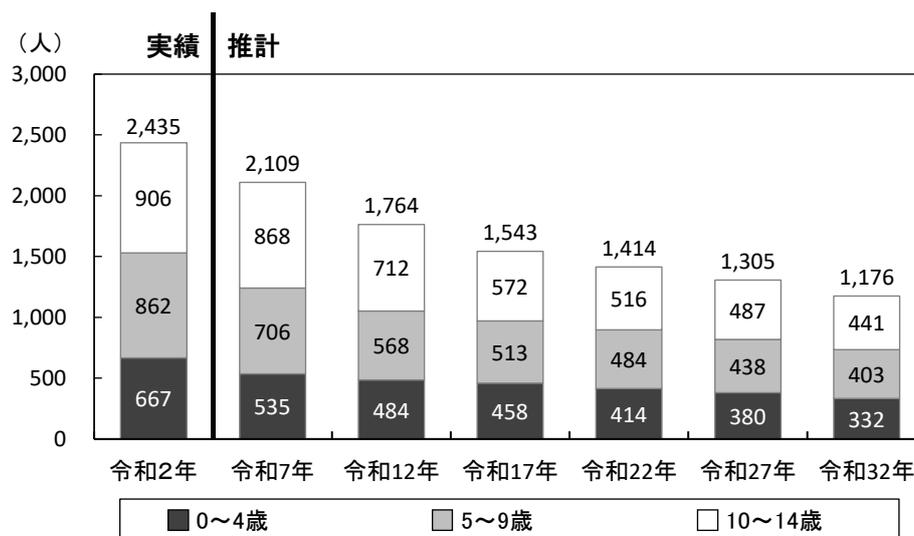
■ 総人口・年齢区分別人口の推移



※割合については年齢不詳を除いた数値で算出

資料：国勢調査

■年少人口の推移

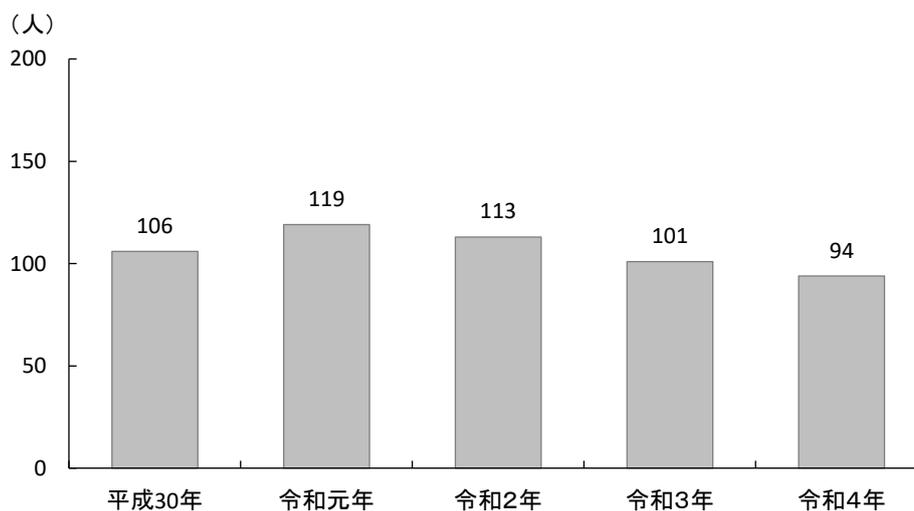


資料：国立社会保障・人口問題研究所

②出生数の推移

- 出生数の推移については、令和元年に増加したものの、その後減少傾向にあり、令和4年には94人となっています。今後も減少が続くことが予想されることから出生数増加のための施策が必要です。

■出生数の推移

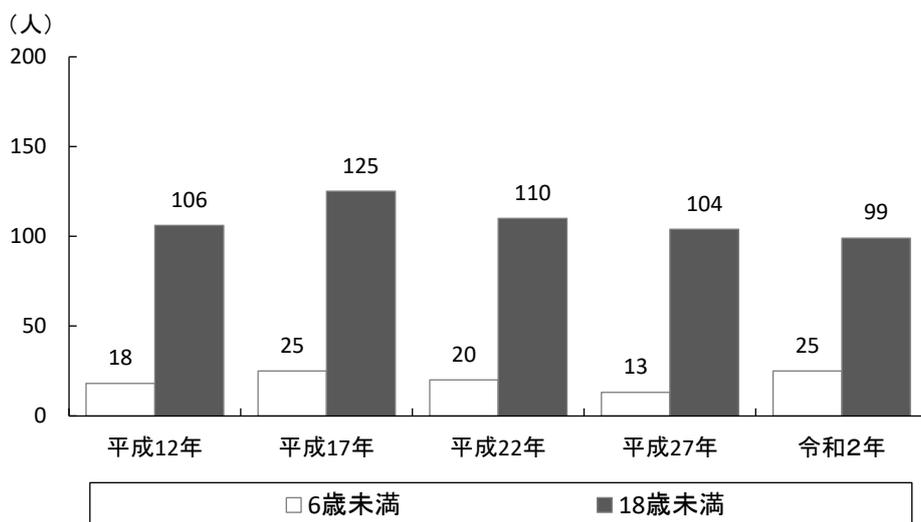


資料：県人口動態総覧

③ひとり親世帯の推移

●ひとり親世帯については、18歳未満の子どもがいる世帯においては平成17年以降減少傾向にあります。6歳未満の子供がいる世帯においては令和2年で少し増加となっています。

■18歳未満・6歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移

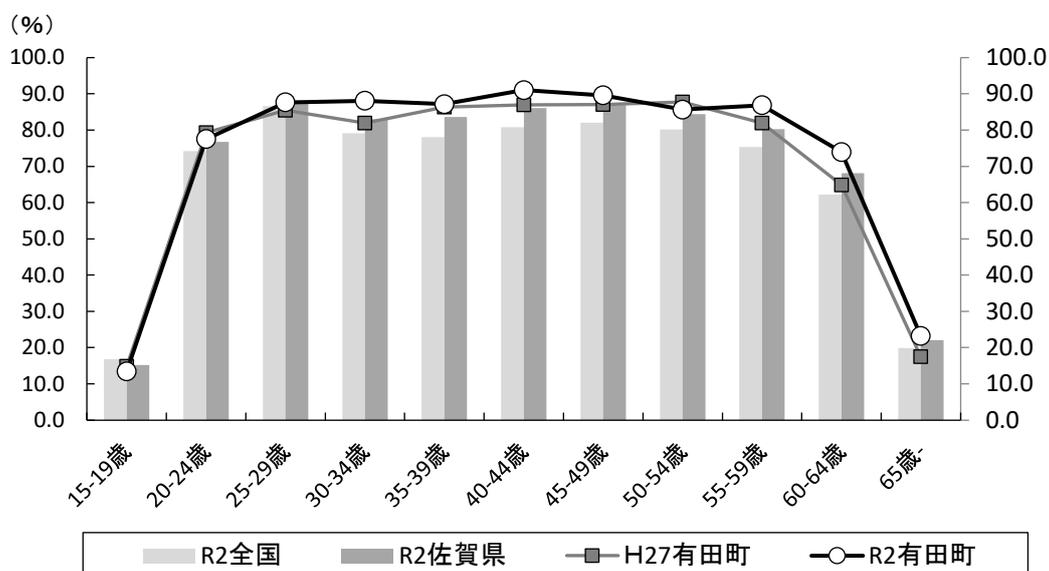


資料：国勢調査

④女性の労働力率

●女性の年齢別労働力率の推移は、佐賀県・全国と比較しても高い就業率にあります。また、子育て世代となる25歳から39歳の間において労働力率の低下が起こるM字カーブも、平成27年と比べて解消されており、子育てをしながら働く女性が増えている背景がうかがえます。働く女性の様々なニーズに対応していく必要があります。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

①教育・保育施設

■教育・保育施設の状況

各年4月1日現在

区分	保育所	定員数	年齢別児童数			合計
			～2歳児	3歳児	4歳児～	
令和2年度	8か所	800人	225人	131人	332人	688人
令和3年度	8か所	780人	208人	156人	317人	681人
令和4年度	8か所	745人	200人	122人	294人	616人
令和5年度	8か所	710人	195人	127人	285人	607人
令和6年度	8か所	690人	179人	113人	257人	549人

(注) 児童数は区域外保育所への入所者を含む。

■開所時間

公立	おおやま保育園 (7時～19時)	私立	くわこば保育園(公私連携型) あかさかルンビニー園 ルンビニー幼稚園 平安こども園 同朋保育園 同朋天神保育園 同朋広瀬保育園 (7時～19時)
----	---------------------	----	---

■保育所のサービス

区分	概要	実施状況
延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育所開所時間を延長して行う保育	開所時間のうち朝夕1時間 町内全保育所で実施
一時預かり保育	日常生活上の突発的な事情または育児疲れ等に伴う、一時的な保育需要に対応するための保育	町内全保育所で実施
障がい児保育	集団保育が可能な「保育に欠ける」障がい児を、健常児との集団保育が適切に実施できる人数の範囲内で受け入れて行う保育	町内全保育所で実施

■認可外保育所の状況

各年度4月1日現在

施設名	定員数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
キッズハーモニー	15人	6人	7人	10人	8人	7人

(3) 社会的な支援が必要な子どもや子育て家庭の状況

■要保護児童の登録件数（要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童数）

令和6年度は8月現在

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
39人	37人	19人	23人	30人

資料：有田町

■障害児通所給付費支給決定者数

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童発達支援	41人	58人	61人	56人	37人
放課後等デイサービス	36人	55人	51人	69人	71人
居宅訪問児童型発達支援	1人	1人	1人	1人	1人
保育所等訪問支援	1人	7人	4人	3人	9人
合計	79人	121人	117人	129人	118人

資料：有田町（令和6年度10月末時点）

■児童扶養手当の受給資格者数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
212人	211人	206人	199人	205人

資料：有田町（各年3月31日現在）

■生活保護受給世帯に属する18歳未満人口

各年4月1日現在

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	20人	17人	15人	13人	11人

資料：伊万里保健福祉事務所

■小・中学生の不登校の状況

在籍数：各年5月1日現在

不登校者数年3月31日現在（令和6年のみ、7月31日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学生	在籍数	1,092人	1,054人	1,060人	1,044人	1,008人
	不登校者数	8人	12人	13人	18人	5人
中学生	在籍数	497人	512人	509人	503人	504人
	不登校者数	28人	27人	25人	25人	20人

（注）不登校とは年間30日以上を欠席している状態を指している。

資料：有田町学校教育課

2 子ども・子育て支援事業と次世代育成支援行動計画における評価

子ども・子育て支援新制度では、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。以下のうち、◎印の事業は、第二期計画期間中に実施しているものです。

次世代育成支援行動計画については、前期計画に引き続き地域行動計画の分析、評価を行っています。

1.利用者支援事業

◎2.地域子育て支援拠点事業

◎3.妊婦健康診査

◎4.乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

◎5.養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

◎6.子育て短期支援事業

7.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

◎8.一時預かり事業

◎9.延長保育事業

◎10.病児・病後児保育事業

◎11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

◎12.実費徴収に係る補足給付を行う事業

13.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援事業の評価

※事業計画については、中間年度(令和4年度)に見直しを行っています。表中()は見直し前の数値
 ※単位の(人日)は延べ人数

(1) 教育・保育事業

■ 特定教育施設【1号認定(幼稚園)】、保育事業【2号認定(①教育希望)】 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	150	148	127	126	118
	確保の内容	178	178	178	178	178
実績値		112	108	115	89	76

■ 保育事業【2号認定(②保育必要)】 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	337	336	315	313	311
	確保の内容	362	362	362	362	362
実績値		351	351	301	323	294

■ 保育事業【3号認定(0歳児)】 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	63	61	60	59	58
	確保の内容	63	63	63	63	63
実績値		22	17	12	15	10

■ 保育事業【3号認定(1・2歳児)】 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	230	217	214	221	209
	確保の内容	243	243	243	243	243
実績値		203	184	187	179	150

教育・保育事業については、人口減少にあわせて年々減少傾向にあります。また、確保の内容を超える利用はなかったため、ニーズの受け皿は満たしています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） (人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	確保の内容	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
実績値		4,540	3,568	3,565	5,006	—

子育て支援センターについては、見込みを上回る利用がありましたが、状況に応じて対応しています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	今後、事業の運営体制の整備を検討します。				
	確保の内容					
実績値		実施なし				

ファミリー・サポート・センターについては、事業実施をしておらず、今後引き続き整備の検討を行います。

■ 1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） (人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	7,192	7,162	6,514	6,469	6,001
	確保の内容	7,192	7,162	6,514	6,469	6,001
実績値		13,632	13,488	10,336	7,280	7,104

幼稚園の預かり保育については、幼稚園がすべて認定こども園となったことから、1号認定の預かり分としてすべて合算しています。利用実績は利用児童数の減少とともに減少傾向となっていますが、見込み量よりも多い利用があるため、引き続き受け入れ体制の充実を図ります。

■ 2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） （人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,375	1,295	1,183	1,067	951
	確保の内容	1,375	1,295	1,183	1,067	951
実績値		677	656	640	522	625

幼稚園の預かり保育以外の一時預かり事業については、利用児童数の減少とともに減少傾向となっています。

■ 時間外保育事業（延長保育） （人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	199	192	186	184	175
	確保の内容	199	192	186	184	175
実績値		3,326	5,679	4,718	4,385	4,385

延長保育については、利用者が増大しており、今後も受け入れ体制の拡充が必要です。

■病児・病後児保育事業

(人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保の内容	6	6	6	6	6
実績値		1	0	4	19	0

病児・病後児保育事業については、令和5年度の利用者が多くなっており、今後体制整備がより求められることが予想されます。

■放課後子ども総合プラン

【1】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	290	284	278	273	267
	1年生	93	90	88	86	84
	2年生	86	85	84	83	82
	3年生	77	76	75	74	72
	4年生	24	23	22	22	21
	5年生	8	8	7	6	6
	6年生	2	2	2	2	2
	確保の内容	365	365	365	365	365
実績値		306	318	318	390	392

放課後児童クラブについては、民間児童クラブが令和4年度に2か所令和5年度に1か所開所されました。

また、令和4年度の2クラブの利用者の26人は町立児童クラブからの移行で変化はありませんでした。令和5年度は令和4年度開所の2クラブの利用者が増え令和5年度開所の児童クラブと合わせて72名増加しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策、放課後児童クラブのICT化（入退室や保護者連絡などシステムの導入）について補助事業を実施しました。

【2】放課後子ども教室事業

【3】一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	平成30年より、町内4小学校区にて一体型の教室を開設することができました。活動場所については、引き続き各小学校に協力いただき、校内での実施を継続します。学校および放課後児童クラブ支援員との情報共有を図り、子どもたちが安心して活動できるよう円滑な運営に努めます。				
	確保の内容					
実績値		1,059	1,209	1,247	1,161	—

放課後子ども教室については、申込者が少ない小学校があり、内容や周知方法を検討する必要があります。また、事業を今後も継続するためコーディネーターやサポーターの確保が必要で担い手の育成に力を入れていきます。

■妊婦健康診査

(人回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,472	1,409	1,347	1,284	1,221
	確保の内容	1,472	1,409	1,347	1,284	1,221
実績値		1,210	1,270	1,095	945	—

妊婦健康診査については、児童人口の減少に合わせて減少傾向にあります。

■赤ちゃん訪問事業

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	129	126	123	120	117
	確保の内容	129	126	123	120	117
実績値		107	110	88	87	—

赤ちゃん訪問事業については、児童人口の減少に合わせて減少傾向にあります。

■ 養育支援訪問事業 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	56	56	56	56	56
	確保の内容	56	56	56	56	56
実績値		88	78	58	54	—

養育支援訪問事業については、出生数の減少に伴い減少傾向にあります。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） (人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	子育て短期支援事業（ショートステイ）について、今後も継続的に潜在的なニーズの把握を行い、必要に応じて実施していきます。				
	確保の内容					
実績値		0	0	0	2	—

ショートステイ事業については、児童養護施設のみではなく里親への委託も検討しながら、より気軽に使える制度として情報発信をしていきます。

■ 利用者支援事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	現在は子育て支援課と健康福祉課等で必要に応じた対応を行っており、今後も関係課・関係機関と連携を取りながら対応します。				
	確保の内容					
実績値		実績なし				

利用者支援事業については、今後「こども家庭センター」の整備とあわせて実施予定をしていますが、それまでは引き続き子育て支援課と健康福祉課等で必要に応じた対応を行います。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	平成27年度から実施をしており、今後も継続して実施し、幼児教育・保育の無償化に伴い、制度未移行幼稚園の児童も対象とします。				
	確保の内容					
実績値		3	3	1	2	1

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、減少傾向にあります。

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	現在の実施予定はありませんが、ニーズが生じれば、国の指針等に基づき実施していきます。				
	確保の内容					
実績値		実績なし				

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、実施していません。

次世代育成支援行動計画の現状と今後の課題

前回計画の次世代育成支援行動計画部分の成果と課題については、以下のようになっています。

(1) 子育て家庭への支援の充実

前回計画期間中の成果

- ▶ ホームページや広報誌による広報のほか、子育てガイドブック、インスタグラム、子育て支援センター「ちろりん」のパンフレットを作成し情報発信を行った。
- ▶ 母子手帳交付時に母子手帳アプリの利用を働きかけ、令和5年度末時点で利用者は271名となっており、利用案内を行った人のうちの3割程度が利用している。
- ▶ 子育てへ施策の充実とともに問合せや相談が増え、対応するために相談員を増員した。また、子育て支援センターの設置により、保護者が気軽に相談できる体制が整った。
- ▶ 母子保健推進員について、令和6年度の任期改正に伴い1名増やし、活動体制の強化を図った。
- ▶ 通常保育、延長保育、一時預かりなどの保育事業の充実を図った。また、こども誰でも通園制度の試行的事業などにも取り組み、預かり体制の拡充を図っている。
- ▶ 保育の質の向上に向けた、保育士への各種研修や保育施設の設備更改・備品購入（交換）などを行った。
- ▶ 放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを4か所開所し、待機児童の解消に取り組んだ。
- ▶ 子育て広場での交流会の実施は、新型コロナの影響で令和2年度から3年間中止していたが、令和5年度から年に1回の運動会を再開し、就園前の多くの母子の参加があった。
- ▶ 多世代交流センターゆいたん内の子育て支援センターちろりんでの事業の際に、同施設内に来ている高齢者と親子がふれあっていただき多世代交流を行った。

前回計画期間中の課題

- ▶ 母子手帳アプリについては、民間のアプリを使っている人も多く、利用者が伸び悩んでいる。
- ▶ 一時預かりをはじめとして各種保育事業に対する潜在的なニーズが考えられることから、制度の周知や利用料負担など利用者が利用しやすい環境の形成と受け皿の整備が引き続き重要である。
- ▶ 休日保育事業については、私立園1園において実施中。公立園については、ニーズを見ながら対応の検討が必要である。
- ▶ 病児・病後児保育事業について、ニーズは見られるものの、手続きなどの手間から利用者は伸びておらず、利用しやすい環境づくりが求められる。
- ▶ 幼児教育アドバイザーの設置は計画では検討を行うようにしていたものの設置には至らなかった。
- ▶ 子育てサークルや相互支援の環境づくりなどの部分ではコロナ禍で積極的に取り組みが進められなかったため、今後は拡充を図っていく必要がある。

(2) 母子保健の継続的な取組による健康の増進

前回計画期間中の成果

- ▶ 妊婦の健康づくりについて、母子手帳交付時に全妊婦に保健師が対応している。また令和5年度からは、両親学級を始めて妊娠中の健康管理や出産育児情報の提供を開始した。
- ▶ 妊婦健診は県統一方法で実施継続中。また、妊婦の子宮頸がん検診も独自に全妊婦に助成を実施している。
- ▶ 乳幼児健康診査、乳幼児相談、訪問指導の実施について、従来の計画通りで実施している。
- ▶ 不妊治療への助成について、令和4年4月から体外受精を含む基本的治療は保険診療になり、自己負担が3割になった。また、高額療養費の適応にもなり、町の助成制度の見直しを行った。
- ▶ 定期予防接種について、健診や相談の場面を通して接種勧奨を実施した。母子手帳アプリ利用者は、本人が予防接種記録を入力されていれば通知を送ることができている。
- ▶ 事故防止の啓発、フッ素塗布・洗口、発達相談の充実について、計画通り実施している。
- ▶ 子ども医療費助成については、令和5年10月より現物給付の対象者を高校3年生まで拡大し助成を行った。
- ▶ 2カ月児の全戸訪問時にかかりつけ医の必要性を説明し、一緒に考える機会を作っている。
- ▶ 救急医療体制については、2カ月児の全戸訪問時にかかりつけ医の必要性の説明に合わせて、急病時の判断と診察の受け方について、見極めシートを渡すとともに対応策を指導している。
- ▶ 毎月妊婦子育て相談日を設け、妊産婦や乳幼児の身体状況や発達等に応じた食事のとり方について個別に指導を行い、健診や相談等の結果、必要性に応じて継続的にフォローしている。
- ▶ 小中学校の栄養教諭により給食時の食についての栄養指導の取り組みを行った。
- ▶ 思春期教室の健康づくりとして、思春期教室やこころの健康づくりのためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる取り組みを行った。

前回計画期間中の課題

- ▶ 健診などについては未受診者への勧奨にも取り組んでいるものの、受診しない人が一定数いるため、引き続き受診勧奨のアプローチを拡充することが必要。
- ▶ かかりつけ医確保の啓発により、小児科のかかりつけ医は持つことができているが、他の診療科についても引き続き啓発をすることが重要。
- ▶ 親子料理教室・子どもクッキング等の講座についてはコロナ禍により実施ができなかったため、今後のニーズを見定めながら再開を検討する必要がある。

(3) 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備

前回計画期間中の成果

- ▶ 毎年健康診断や体力テストを実施しており、一人ひとりの健康状態を小学校入学時から中学校卒業まで時系列で把握しつつ、体力の向上に努めている。
- ▶ 人権教育の授業は年間スケジュールに組み込まれている。令和5年度に、大山小学校にて「人権の花」事業を行った。
- ▶ 伝統文化体験の充実について、夏休みに小学校3～6年生を対象とした有田焼のろくろ、下絵付け、上絵付けの体験講座を行っている。
- ▶ 思春期ふれあい体験事業は、コロナ禍で自粛期間があったものの、中学生の地域職場体験学習として実施しており、保育所等で園児とふれ合い、命の大切さを知り、働く楽しみを体験する機会となっている。
- ▶ いじめ、不登校等の相談体制については、学校で行い、内容によってはスクールカウンセラー来校時に合わせた相談体制やスクールソーシャルワーカーによる学校と家庭、関係機関との連携・調整を行った。
- ▶ 子どもの非行防止や健全育成についての取り組みは関係機関と連携しながら取り組んでいる。

前回計画期間中の課題

- ▶ 伝統文化体験については、これまでは2年以上同じ人が連続で申し込むケースが多かったが、令和6年度は新規の参加者が増えた分、2年以上の参加者が減少し全体の参加者数は減少傾向となった。
- ▶ 地域の教育力向上については、平成27年度の1区（泉山）の開催以降、実施できていない。自治公民館長会等で各区での開催をお願いしているが、実施につなげていない。
- ▶ 放課後子ども教室については、高学年児童が社会体育に参加する兼ね合いで参加者が減少しており、小学校によって参加者数に幅が出ているため、実施手法などについて検討が必要である。また、事業継続のために担い手となるコーディネーター・サポーターの確保が必要となる。
- ▶ 健全育成環境の維持に向けて、SNS等の問題への対応が必要となっている。

(4) 子育てと仕事の両立支援

前回計画期間中の成果

- ▶ ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発として、夫婦会議プロジェクトや講演会を行い、子育てに関する理解を促進するために世帯経営ノートの配布を行った。なお、夫婦会議プロジェクトは令和3年度に終了となった。
- ▶ 男女共同参画社会推進協議会を開催し、審議会等委員への女性の登用状況報告及び県内でのイベント情報等の情報提供を行った
- ▶ 男女共同参画の取り組みの一環として、住民への啓発活動とした講演会の開催を令和2年度と令和4・5年度に行った。
- ▶ 令和2年度から町内小中学校で男女混合名簿を使用し、男女平等教育の推進を図っている。

前回計画期間中の課題

- ▶ ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進として、企業訪問等による事業主を含めた啓発については実施できていない。
- ▶ 講演会やセミナーについては、コロナ禍により未開催や規模縮小となっており、男女両名の参加を促しつつ、参加者の拡充を狙う必要がある。

(5) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

前回計画期間中の成果

- ▶ コロナ禍には回数は減ったが、子育て講演会は毎年実施した。児童虐待防止啓発グッズの作成及び配布、年4回の広報への掲載は継続して行った。
- ▶ 児童虐待への対応のための体制づくりとしては、子ども家庭総合支援拠点を設置し、拠点に配置された社会福祉士や保健師が保育園や学校等と連携を図りながら、適切に対応できる体制づくりに努めた。また、児童養護施設と連携した里親カフェや相談会の開催にも取り組んだ。
- ▶ 児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費助成の更新手続きは、コロナ禍においても必ず対面で実施し、家庭状況等の聞き取りに取り組んだ。
- ▶ 広報やホームページにて、各種手当や医療費助成制度、給付金等の周知を図った。また、令和5年度には子どもの医療費助成の対象年齢拡大や有田っ子出産・子育て応援ニコッと給付金を開始するなど、子育て世帯の経済的支援の強化に努めた。
- ▶ 障がい児相談については各種関係機関や関係者との連携をしながら、早期に対応が必要な子どもが適切な支援を受けられる環境の形成に取り組んだ。
- ▶ 増加している障害を有する児童生徒に対し、町内小中学校の特別支援学級の充実を行った。
- ▶ 子どもの貧困対策として、教育現場による児童扶養手当の情報発信や相談体制の充実に取り組んだ。また、有田町学習教室「四つ葉のクローバー」を実施し、学習支援を行った。
- ▶ 貧困対策として保護者の就労支援などについては、ハローワークとの連携による相談体制の整備や関係機関との連携による相談体制の拡充に取り組んだ。
- ▶ その他、経済的支援として、就学支援や教育扶助も行っている。

前回計画期間中の課題

- ▶ 里親カフェや相談会は一定数の参加はあるものの多くはなく、引き続き活動の継続が求められる。
- ▶ 障がい児支援については、就学後の相談の場が少ないがニーズは高まっているため、相談の場が必要となっている。特に自身の子どもの発達のことをグループで話すことに抵抗を感じている保護者も多く、そういった場への参加の障壁を取り除くことや個別相談の拡充が必要。
- ▶ 特別支援学級のニーズが高まり続けており、生徒数が減少する中でそういった子ども達への対応の体制整備は今後も必要となる。
- ▶ 貧困対策の一環としての町独自の学習支援や環境整備の検討は進めているものの実施には至っておらず、県の事業に頼る形となっている。
- ▶ 貧困対策としての保護者への生活・就労支援は相談にとどまっており、実際の支援の実施ができていない。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

前回計画期間中の成果

- ▶ 地域ニーズに対応した地域公共交通のあり方について検討するため、有田町地域公共交通会議を開催している。また、毎年4月上旬に全町民（小学生を含む）を対象にコミュニティバスの無料乗車キャンペーンを実施した。
- ▶ 子どもの遊び場の充実として、公園等の維持管理（除草作業）を、地域の協力により随時行った。また、毎年の定期的な遊具の点検を実施し、補修及び危険な遊具の撤去等に取り組んだ。
- ▶ 交通安全教室については、毎年度当初、小学校で開催される交通安全教室に交通安全指導員を派遣して、警察とも連携した交通安全指導を行った。
- ▶ 道路環境の整備については、地元からの要望を基にカーブミラーの配置や注意喚起の看板の設置を行った。
- ▶ 各防犯ボランティア団体が週に1度、子どもの下校時刻などに合わせ、青パトを利用した巡回パトロールに取り組んでいる（東地区）。
- ▶ 毎年、自主防犯ボランティア団体（「見守り隊」等で組織）定例会や自治公民館長会等で「子ども110番の家」の周知徹底等、子どもの安全確保に取り組んでいる。
- ▶ 自動車の運転者が6歳未満児を自動車に乗車させる場合に使用するチャイルドシート等の購入費に対して補助を行った。

前回計画期間中の課題

- ▶ 学校の再編の状況によっては、子どもたちの登下校の際の通学手段の確保などが必要になる。
- ▶ チャイルドシートの補助については子どもの数が減少しているため、申請数は減少傾向にあるものの、保護者からの関心が高く、さらなる情報発信や周知を通じて、利用者を増加することが必要。

3 ニーズ調査結果の概要

(1) 有田町子ども子育てに関するニーズ調査

① アンケート調査概要

本調査は、令和6年度に行う「第3期有田町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、本町の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、普段の暮らしや学習の様子、子どもの生活環境や家庭の実態などについて把握することを目的に実施しました。

■ ニーズ調査概要

項目	内容
調査地域	有田町全域
調査対象者	有田町在住の就学前児童の保護者、有田町在住の小学生児童の保護者
調査期間	令和6年3月1日（金）～令和6年3月8日（金）
調査方法	就学前児童調査▶保育所（園）及び郵送による配布、回収 小学生児童調査▶小学校による配布、回収
配布・回収	就学前児童保護者： 578件（有効回収数264件）（回収率45.7%） 小学生児童保護者： 515件（有効回収数410件）（回収率79.6%） 合 計：1,093件（有効回収数674件）（回収率61.7%）

■ 生活状況調査概要

項目	内容
調査地域	有田町全域
調査対象者	町内小中学校に通う小学5年生から中学2年生までの児童・生徒および、0歳から高校3年生までの未就学児・児童・生徒の保護者
調査期間	令和6年2月19日（月）～令和6年3月1日（金）
調査方法	小中学生とその保護者 学校を通じて配布・回収 未就学児の保護者 園などを通じて配布・郵送による回収 高校生の保護者 郵送による配布・回収
配布・回収	保護者：1,757件（有効回収数1,181件）（回収率67.2%） 児童・生徒： 689件（有効回収数 563件）（回収率81.7%） 合 計：2,446件（有効回収数1,744件）（回収率71.3%）

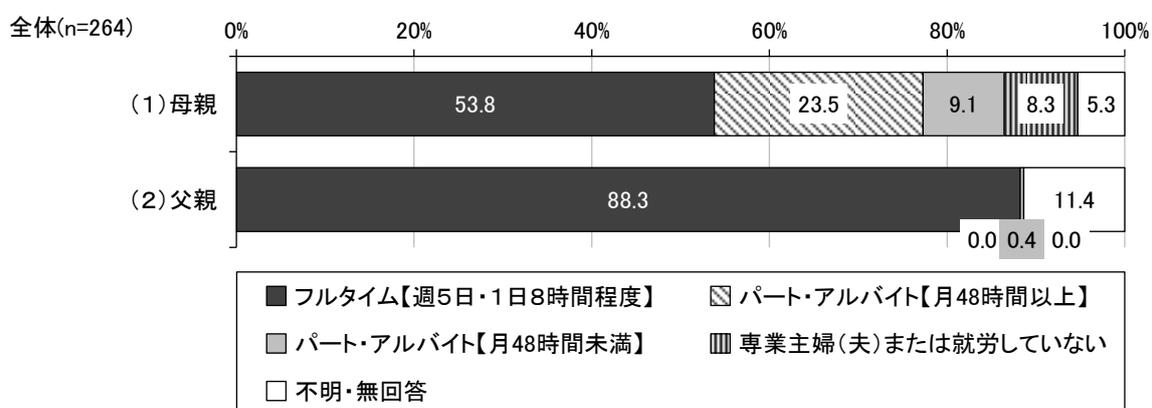
②二一ズ調査結果（抜粋）

就学前児童保護者

▶母親・父親の就労状況

保護者の就労状況を見ると、母親では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が53.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が23.5%となっています。父親では「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が88.3%と最も高く、およそ9割を占めています。

母親についても「フルタイム」と「パート・アルバイト」の合計が86.4%となっており、父親と変わらないくらいの就労状況となっていることから、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

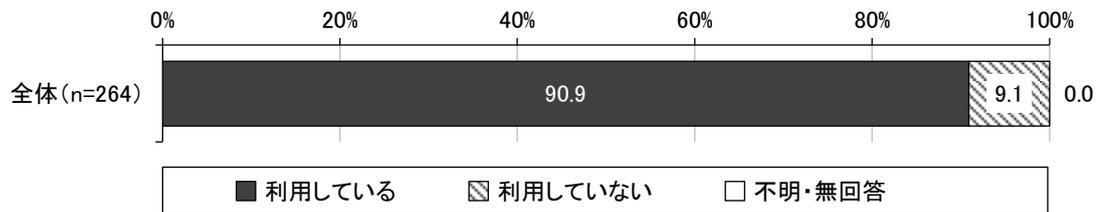


▶ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

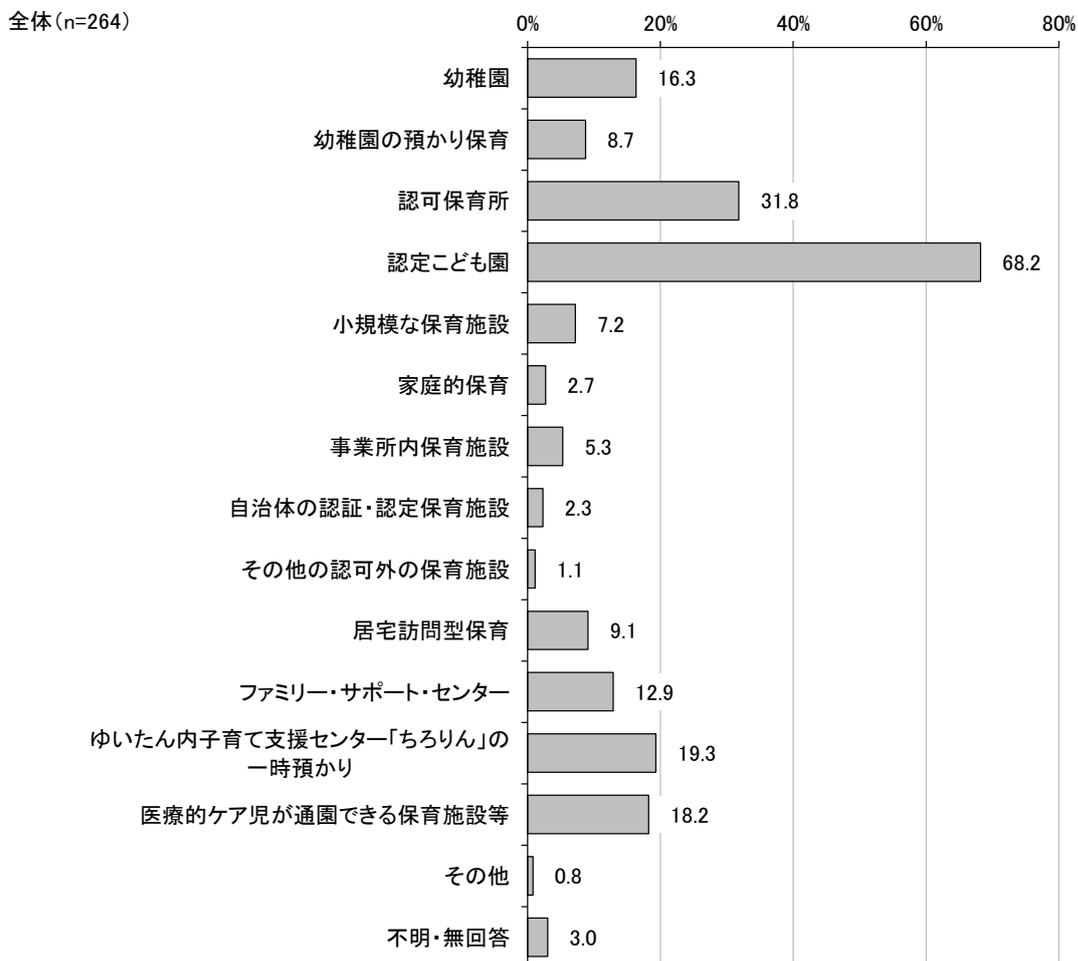
定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が90.9%、「利用していない」が9.1%となっています。また、現在利用している・していないに関わらず利用したい事業は「認定こども園」が68.2%と最も高く、次いで「認可保育所」31.8%となっています。

今回新たに追加した、「有田町多世代交流センター「ゆいたん」内子育て支援センター「ちろりん」の一時預かり」や「医療的ケア児が通園できる保育施設等」も20%程度の利用意向があることから、ニーズが多様化していることがうかがえます。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

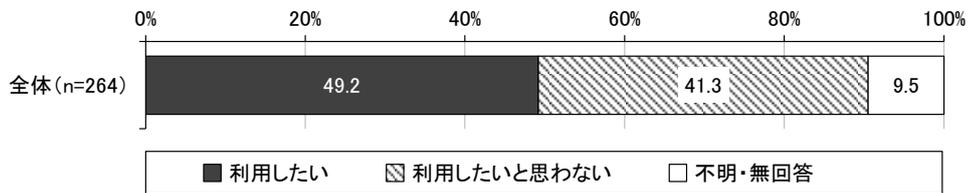


■ 現在利用している、していないに関わらず利用したい教育・保育事業



▶こども誰でも通園制度の利用意向

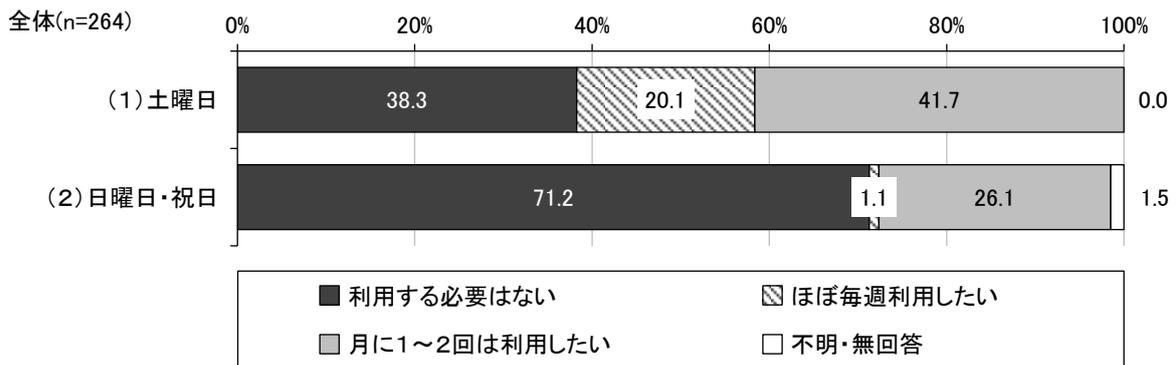
「こども誰でも通園制度」の利用意向をみると、「利用したい」が49.2%、「利用したいと思わない」が41.3%となっています。



▶土曜日・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

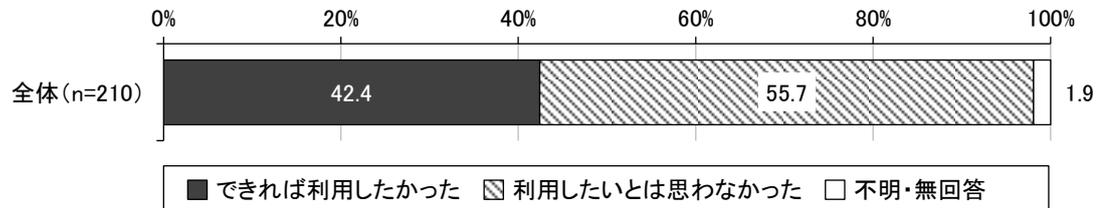
土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育の事業の利用希望をみると、土曜日では、「月に1～2回は利用したい」が41.7%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が38.3%、「ほぼ毎週利用したい」が20.1%となっています。

日曜日・祝日では、「利用する必要はない」が71.2%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が26.1%、「ほぼ毎週利用したい」が1.1%となっています。



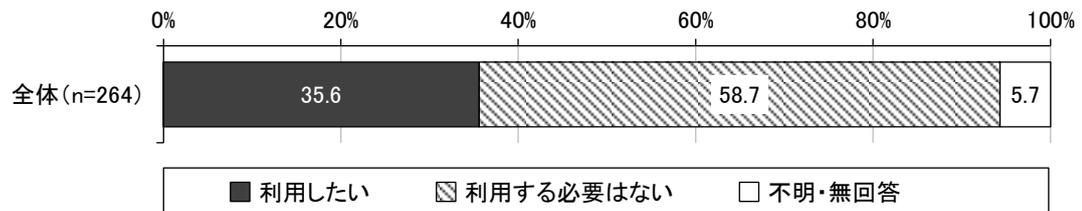
▶病児・病後児保育の利用状況

就学時調査において、1年以内に病気やケガで幼稚園や保育園などを利用できなかった経験がある人が93.8%、その内は母親が仕事を休んだ割合が92.0%、父親が仕事を休んだ割合が45.3%となっていました。それらの方のうち、病児・病後児のための保育施設等を利用しなかった人の割合をみると、「できれば利用したかった」が42.4%、「利用したいとは思わなかった」が55.7%となっています。



▶一時預かりの利用状況

お子さんの一時預かりやベビーシッターの利用等の保育サービスについて私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用意向をみると、「利用したい」が35.6%、「利用する必要はない」が58.7%となっています。

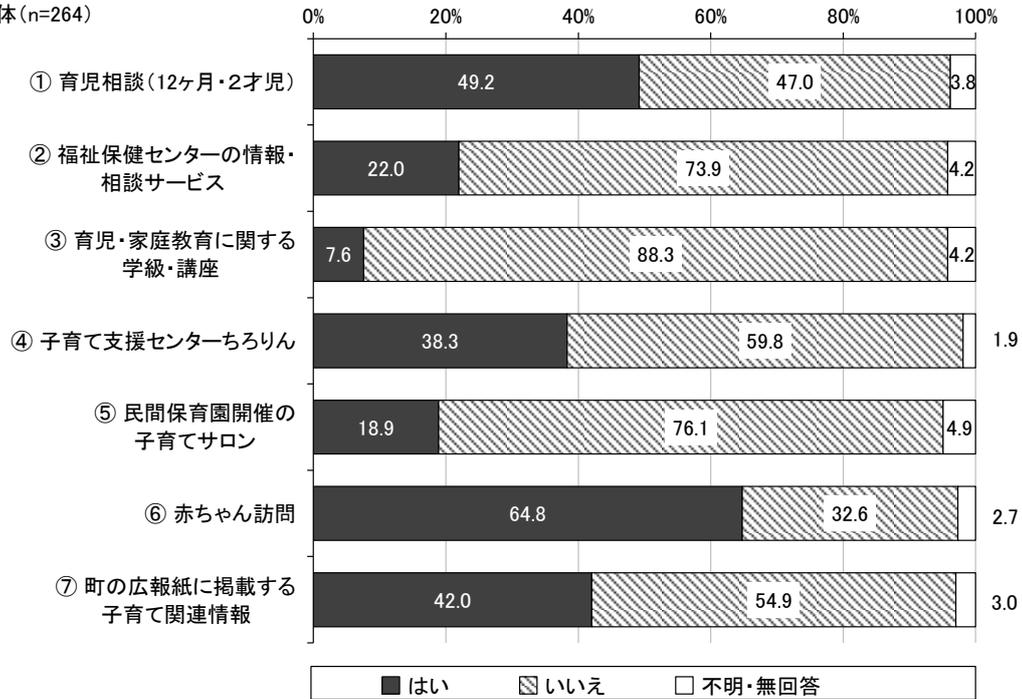


▶町内の子育て支援関連事業について

子育て支援関連事業の利用経験をみると、「赤ちゃん訪問」「育児相談」「町の広報誌に掲載する子育て関連情報」の利用経験が多くなっています。今後の利用希望をみると、利用経験に比べて「育児・家庭教育に関する学級・講座」「福祉保健センターの情報・相談サービス」「町の広報誌に掲載する子育て関連情報」を利用したい人が多くなっています。

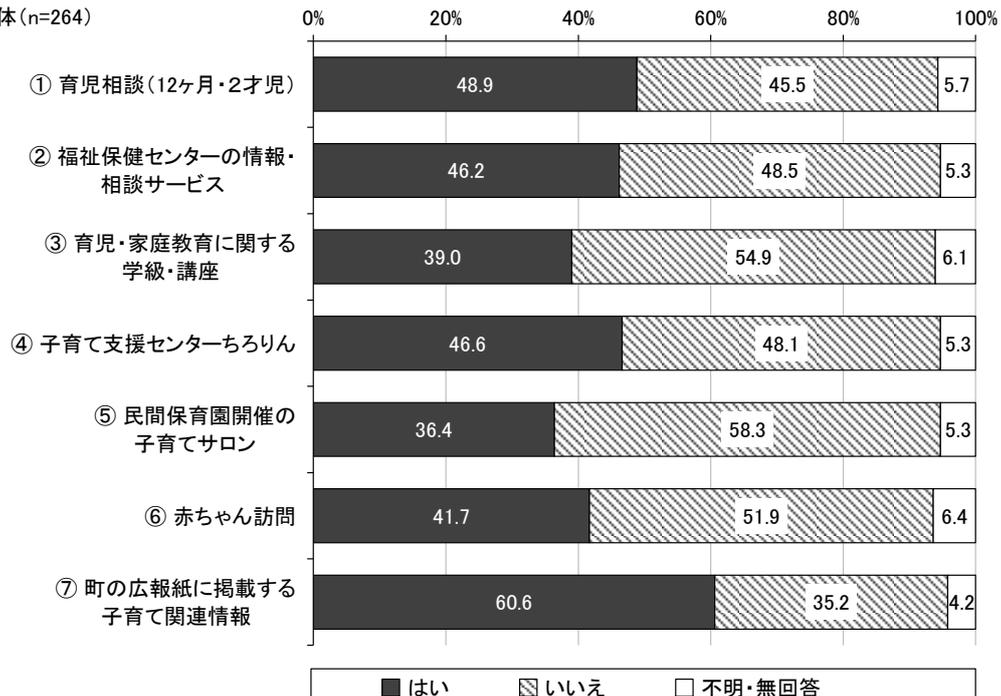
■子育て支援事業の利用経験

全体(n=264)



■子育て支援事業の利用希望

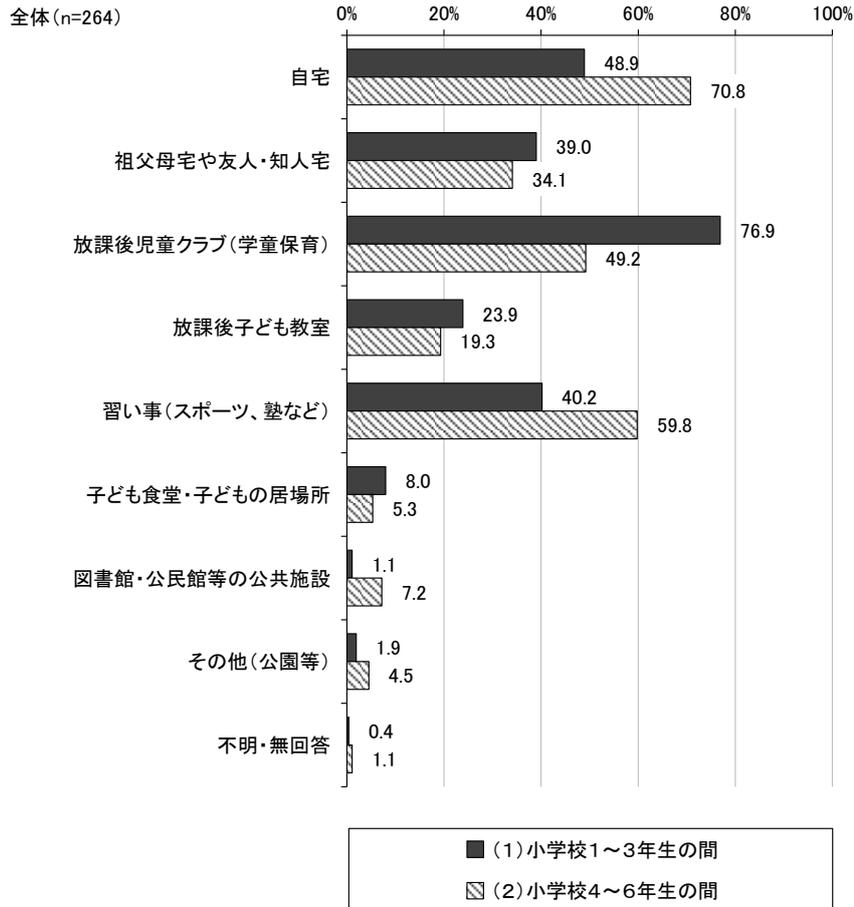
全体(n=264)



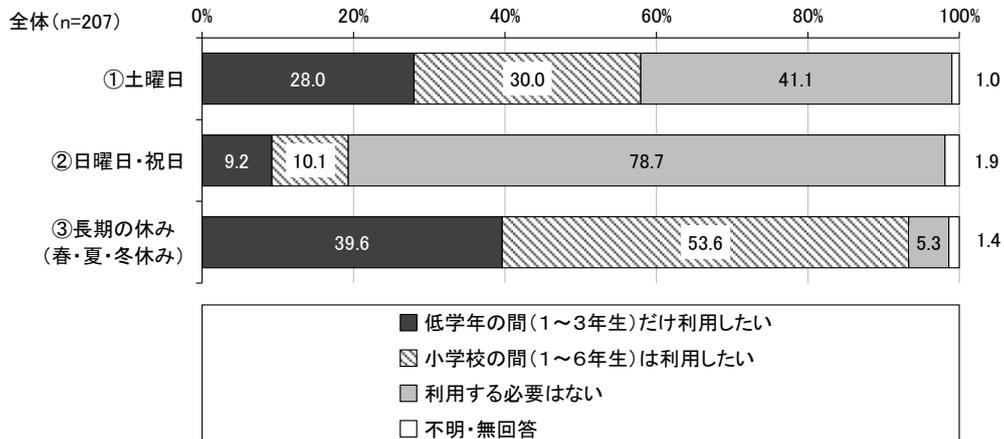
▶放課後児童クラブの利用意向

小学校1～3年生の間で希望する放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望は76.9%と最も高くなっており、小学校4～6年生の間では49.2%となっています。また、利用希望者のうち、長期の休み（春・夏・冬休み）における利用意向としては「小学校の間（1～6年生）は利用したい」が53.6%とおよそ半分を占めています。

■放課後利用したい場所

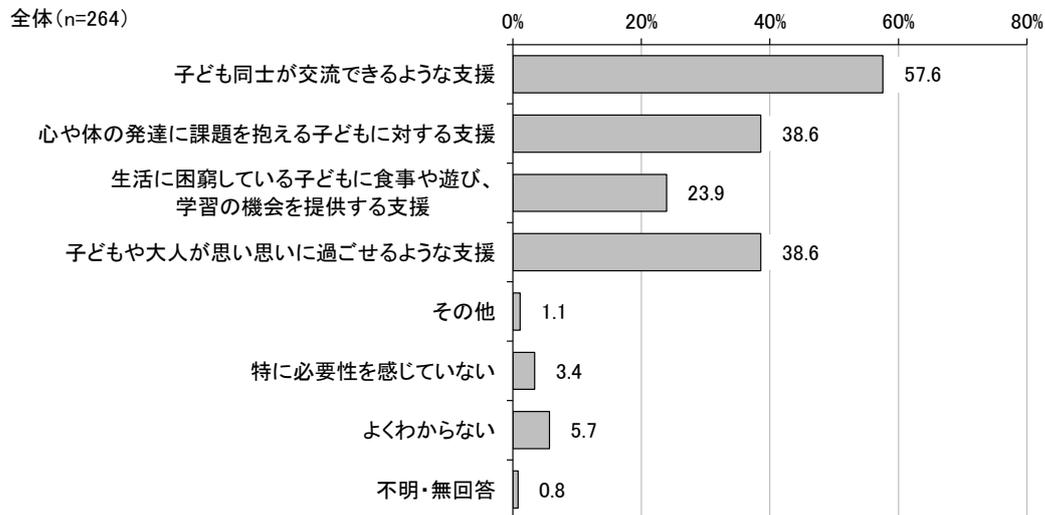


■長期の休み（春・夏・冬休み）における放課後児童クラブの利用意向



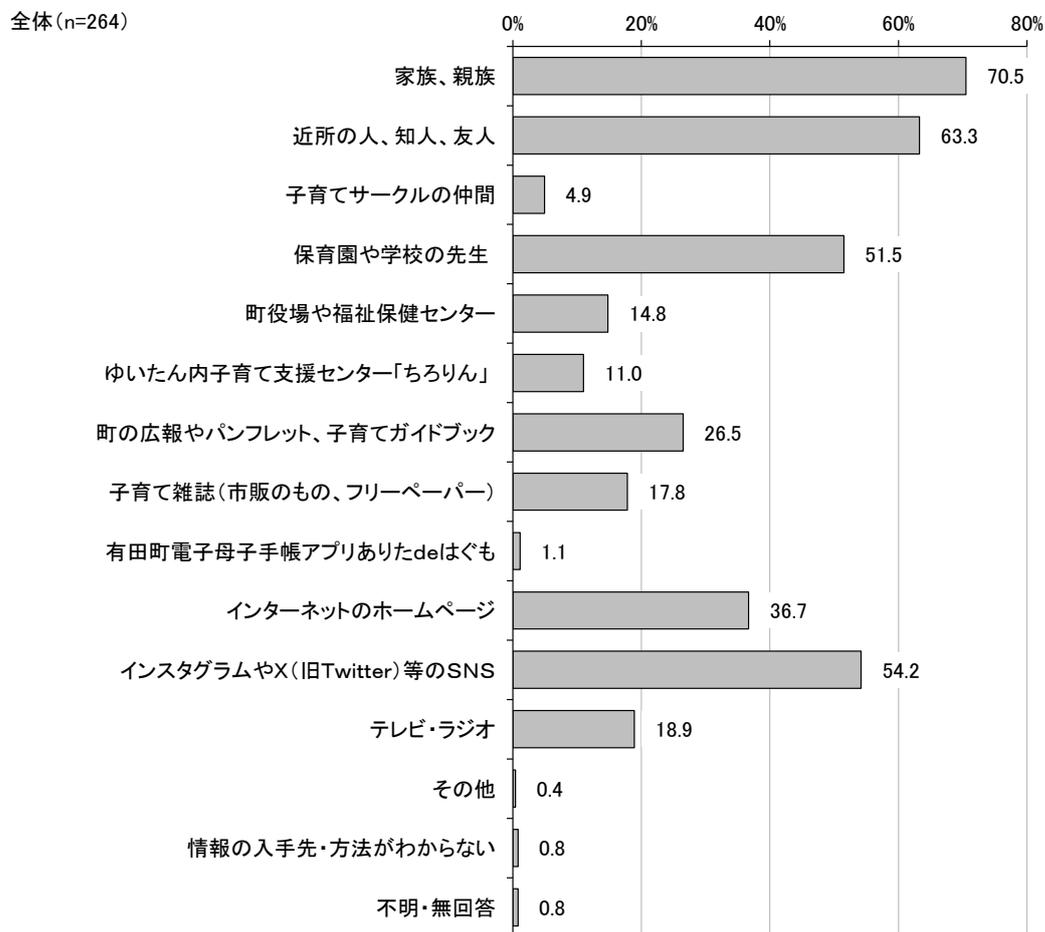
▶子どもの居場所づくりについて

子どもの居場所づくりのために必要な支援をみると、「子ども同士が交流できるような支援」が57.6%と最も高く、次いで「心や体の発達に課題を抱える子どもに対する支援」「子どもや大人が思い思いに過ごせるような支援」がそれぞれ38.6%となっています。



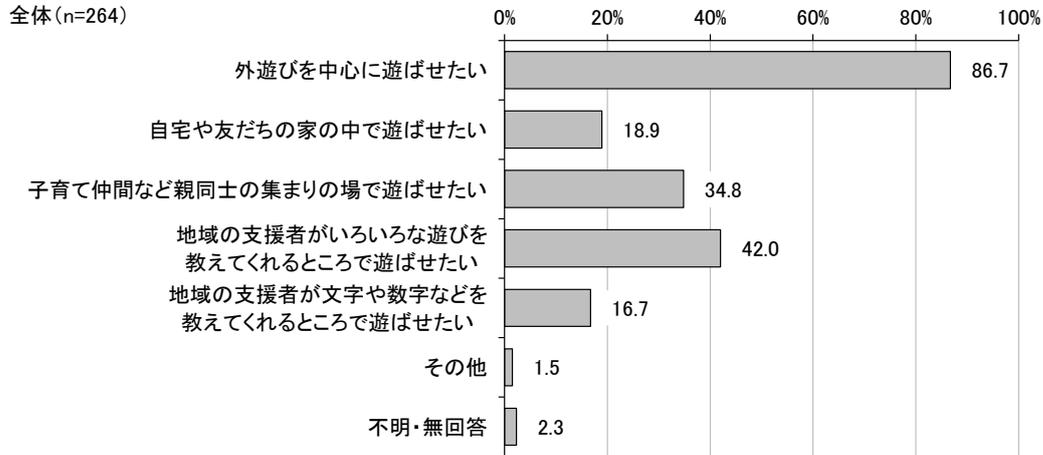
▶子育ての情報の入手について

子育ての情報の入手元をみると、「家族、親族」が70.5%と最も高く、次いで「近所の人、知人、友人」が63.3%、「インスタグラムやX（旧 Twitter）等のSNS」が54.2%となっています。



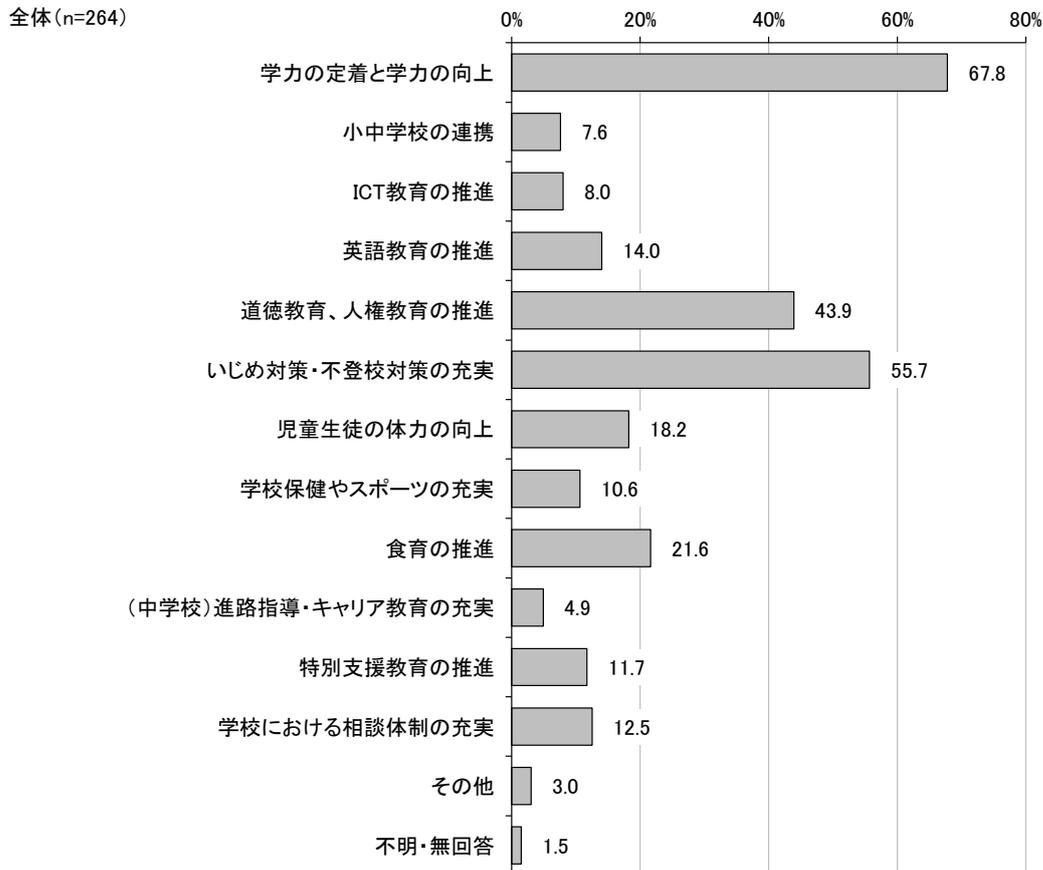
▶子どもの遊び場所について

子どもを遊ばせたい場所をみると、「外遊びを中心に遊ばせたい」が86.7%と最も高く、次いで「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が42.0%、「子育て仲間など親同士の集まりの場で遊ばせたい」が34.8%となっています。



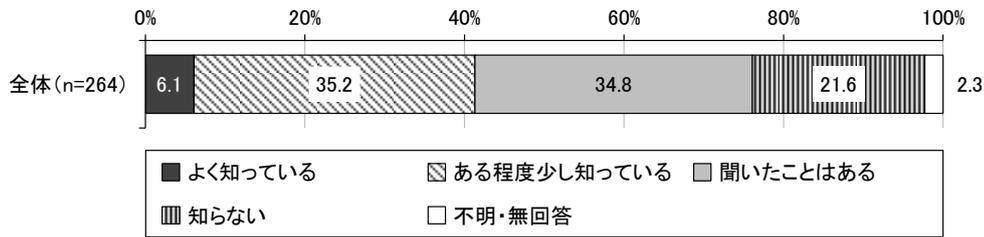
▶学校教育に求めることについて

学校教育に求めることをみると、「学力の定着と学力の向上」が67.8%と最も高く、次いで「いじめ対策・不登校対策の充実」が55.7%、「道徳教育、人権教育の推進」が43.9%となっています。



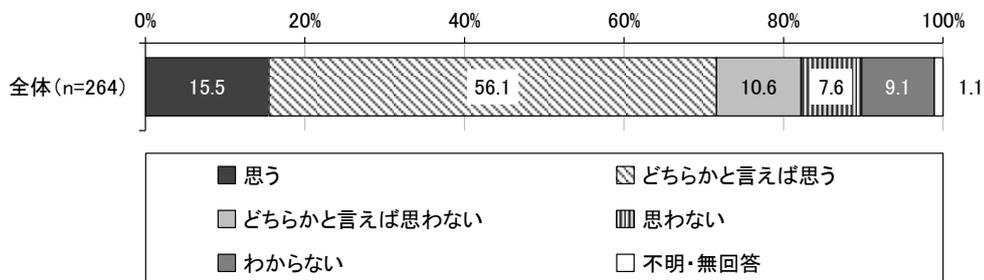
▶「こどもの権利」の認知状況について

「こどもの権利」の認知状況をみると、「ある程度少し知っている」が35.2%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が34.8%、「知らない」が21.6%となっています。



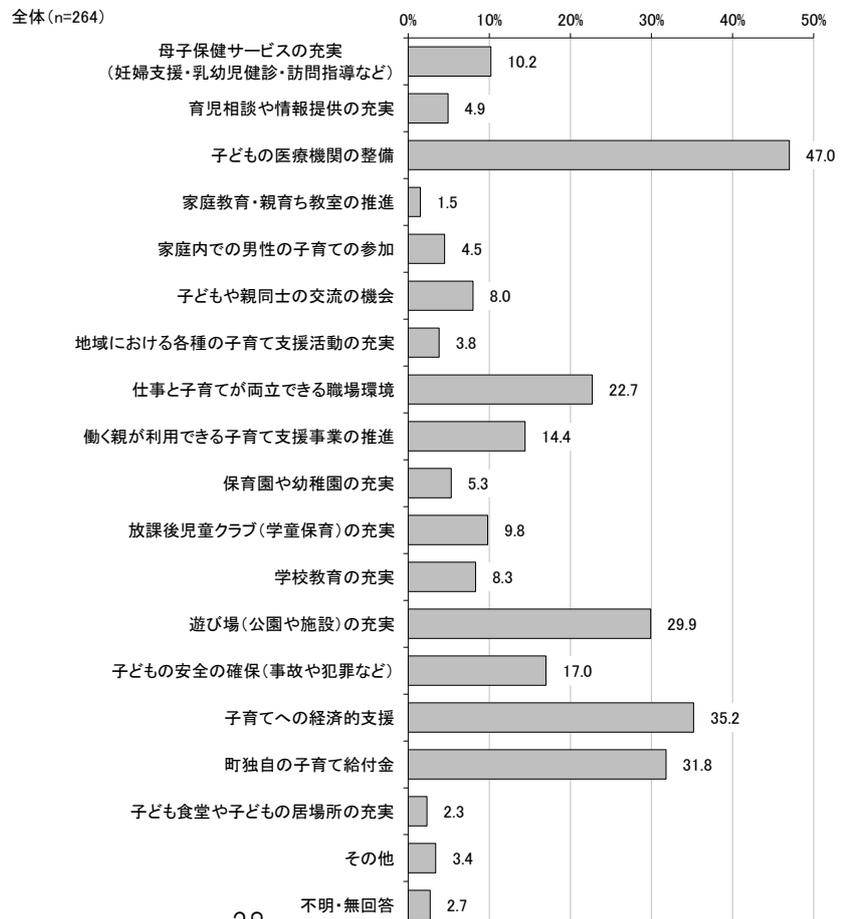
▶有田町の子育てしやすさについて

有田町の子育てしやすさをみると、「思う」「どちらかと言えば思う」の合計が71.6%、「どちらかと言えば思わない」「思わない」の合計が18.2%となっており、子育てしやすいと感じる人が多くなっています。



▶有田町が子育てしやすいまちになるために必要なことについて

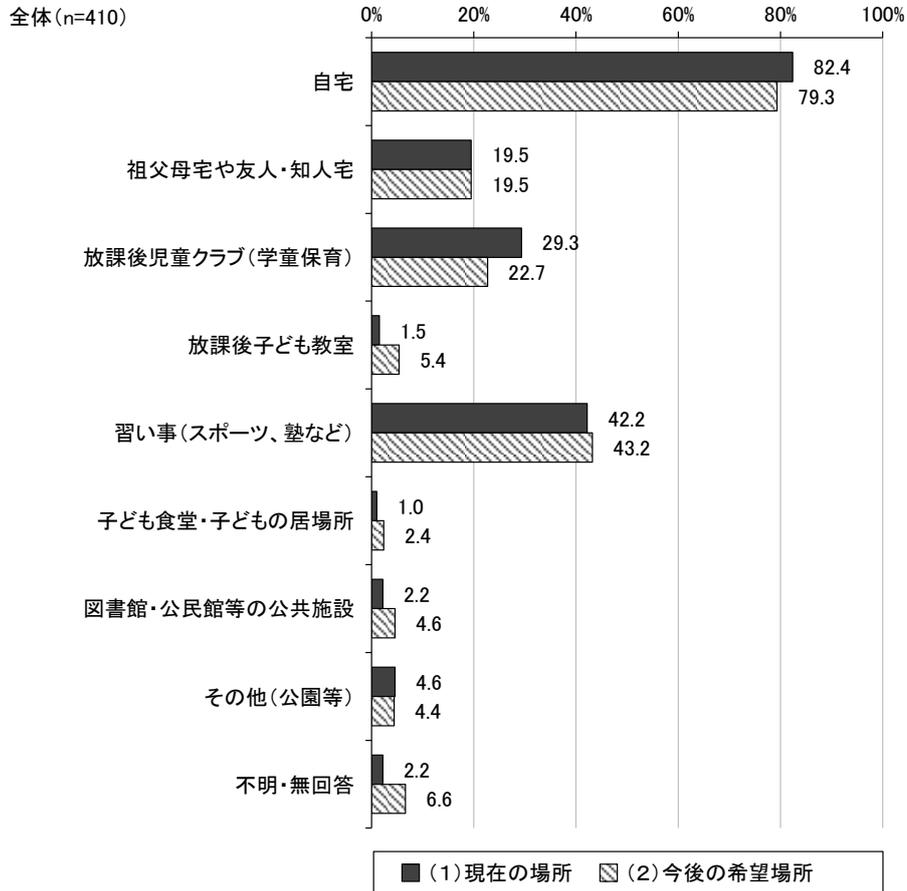
有田町が子育てしやすいまちになるために必要なことをみると、「子どもの医療機関の整備」が47.0%と最も高く、次いで「子育てへの経済的支援」が35.2%、「町独自の子育て給付金」が31.8%となっています。また、「遊び場（公園や施設）の充実」、「仕事と子育てが両立できる職場環境」も高い回答数となっています。



小学生児童保護者

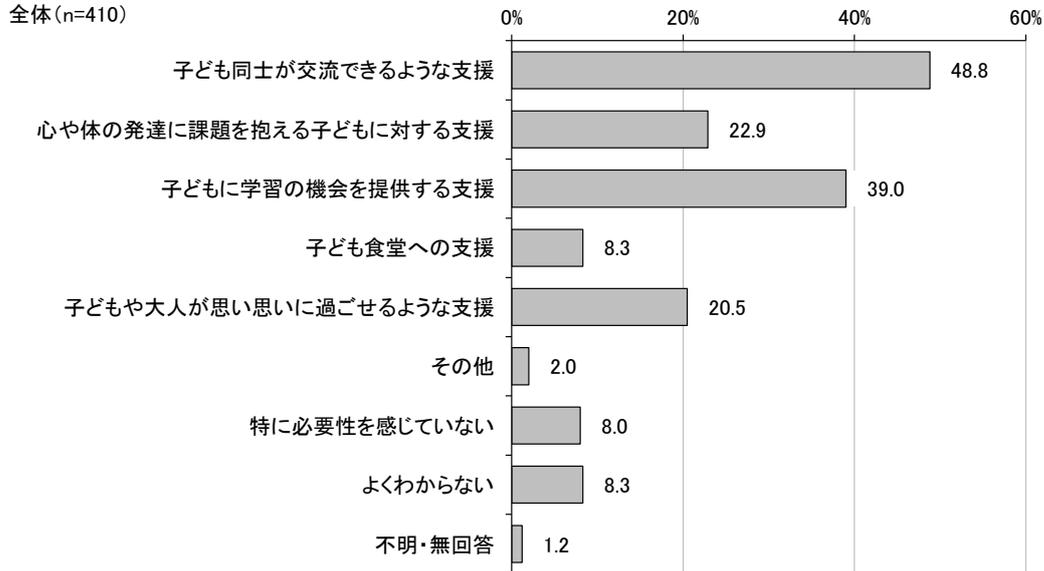
▶放課後の過ごす場所について

現在の過ごす場所をみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用者は 29.3%となっており、今後希望する過ごす場所では 22.7%となっています。全体としては「自宅」で過ごす人も今後も過ごさせたい人も最も多くなっています。



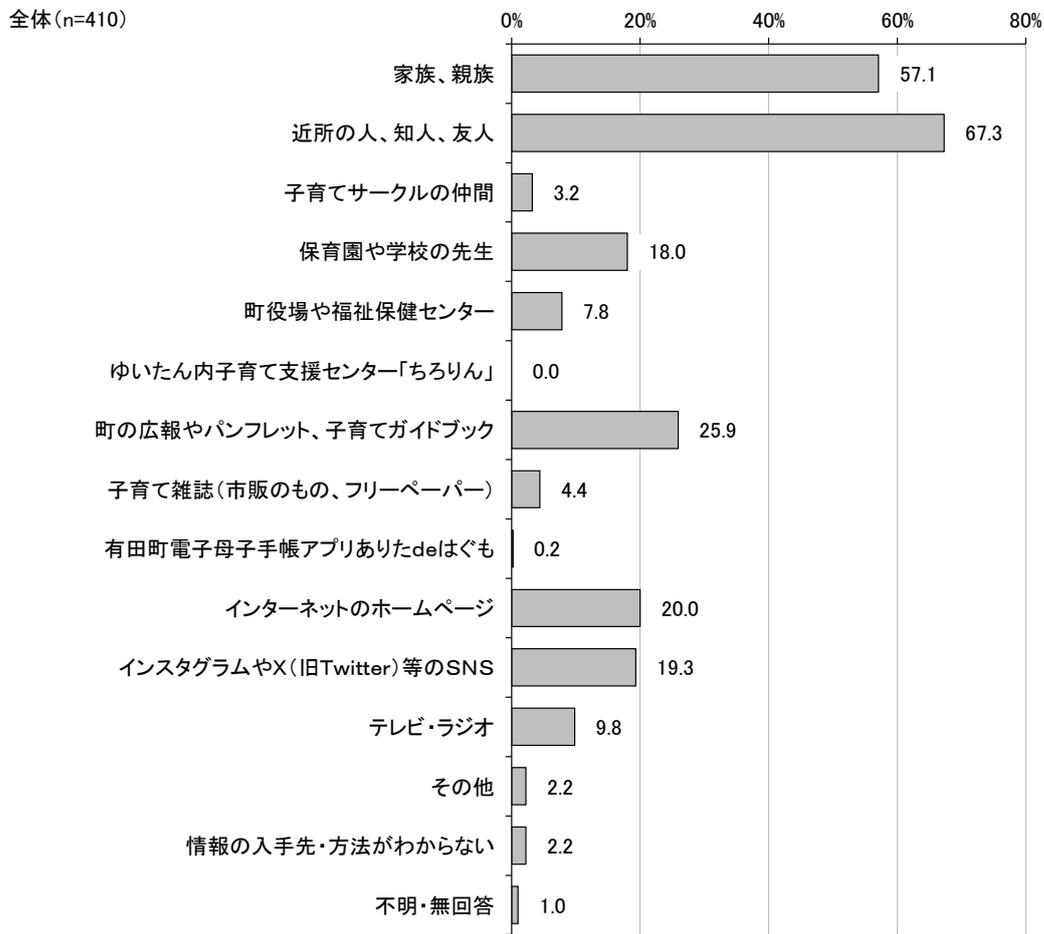
▶子どもの居場所づくりについて

子どもの居場所づくりのために必要な支援をみると、「子ども同士が交流できるような支援」が48.8%と最も高く、次いで「子どもに学習の機会を提供する支援」が39.0%、「心や体の発達に課題を抱える子どもに対する支援」が22.9%となっています。



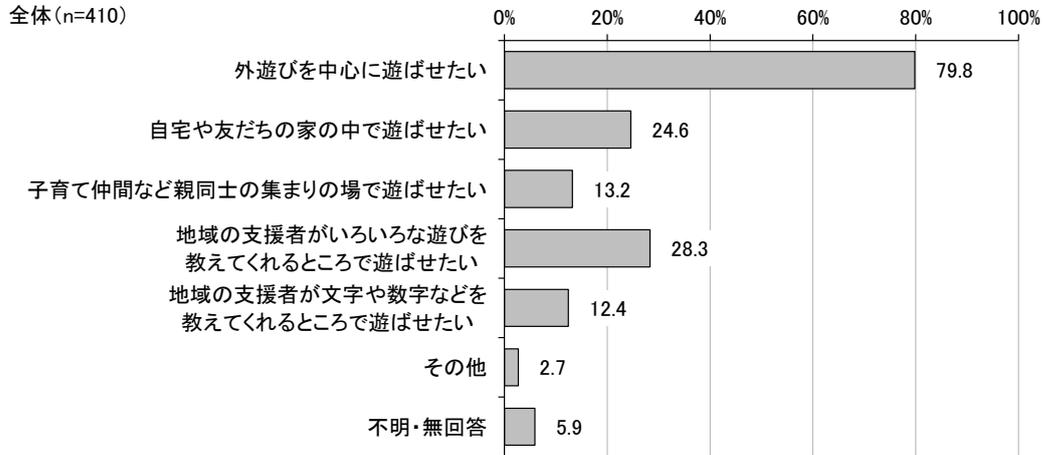
▶子育ての情報の入手について

子育ての情報の入手元をみると、「近所の人、知人、友人」が67.3%と最も高く、次いで「家族、親族」が57.1%、「町の広報やパンフレット、子育てガイドブック」が25.9%となっています。



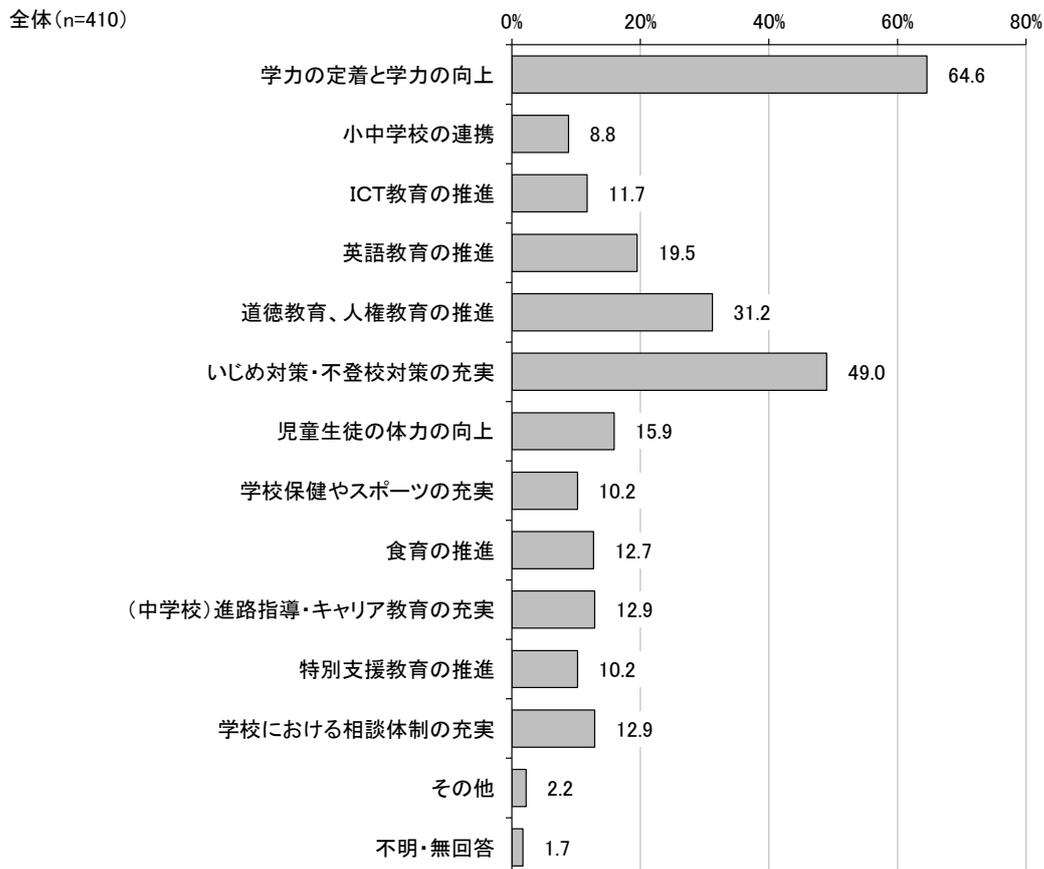
▶子どもの遊び場所について

子どもを遊ばせたい場所をみると、「外遊びを中心に遊ばせたい」が79.8%と最も高く、次いで「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が28.3%、「自宅や友だちの家の中で遊ばせたい」が24.6%となっています。



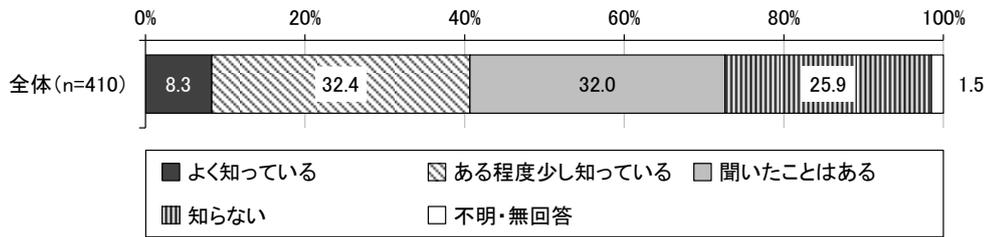
▶学校教育に求めることについて

学校教育に求めることをみると、「学力の定着と学力の向上」が64.6%と最も高く、次いで「いじめ対策・不登校対策の充実」が49.0%、「道徳教育、人権教育の推進」が31.2%となっています。



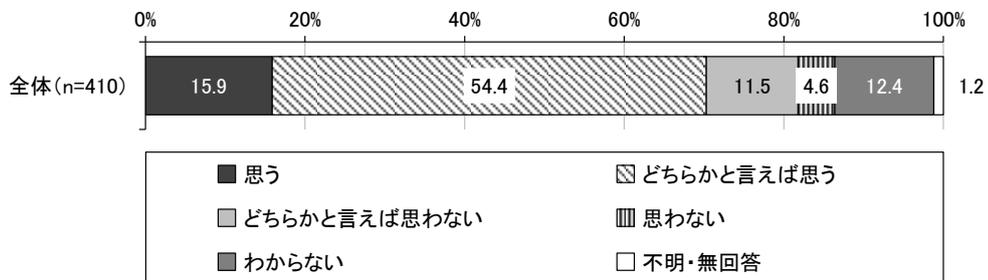
▶「こどもの権利」の認知状況について

「こどもの権利」の認知状況をみると、「ある程度少し知っている」が32.4%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が32.0%、「知らない」が25.9%となっています。



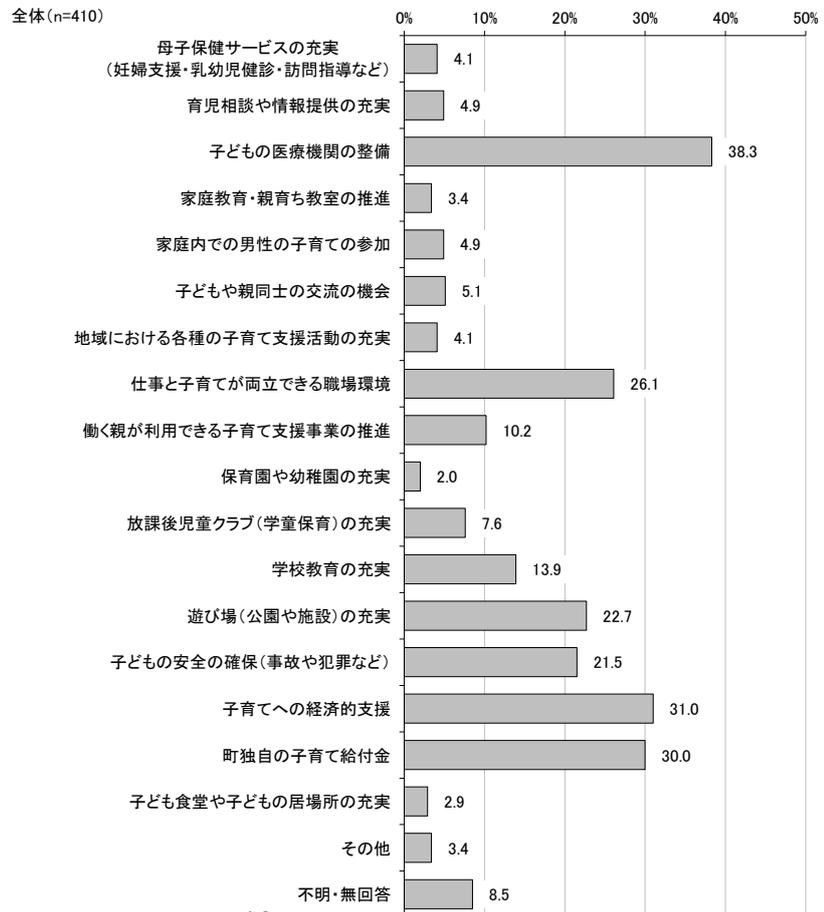
▶有田町の子育てしやすさについて

有田町の子育てしやすさをみると、「思う」「どちらかと言えば思う」の合計が70.3%、「どちらかと言えば思わない」「思わない」の合計が16.1%となっており、前回と比較しても子育てしやすいと感じる人が増加していることがわかります。



▶有田町が子育てしやすいまちになるために必要なことについて

有田町が子育てしやすいまちになるために必要なことをみると、「子どもの医療機関の整備」が38.3%と最も高く、次いで「子育てへの経済的支援」が31.0%、「町独自の子育て給付金」が30.0%となっています。また、「遊び場（公園や施設）の充実」も高い回答数となっています。



③生活状況調査結果（抜粋）

小学生・中学生保護者

▶お子さんについて

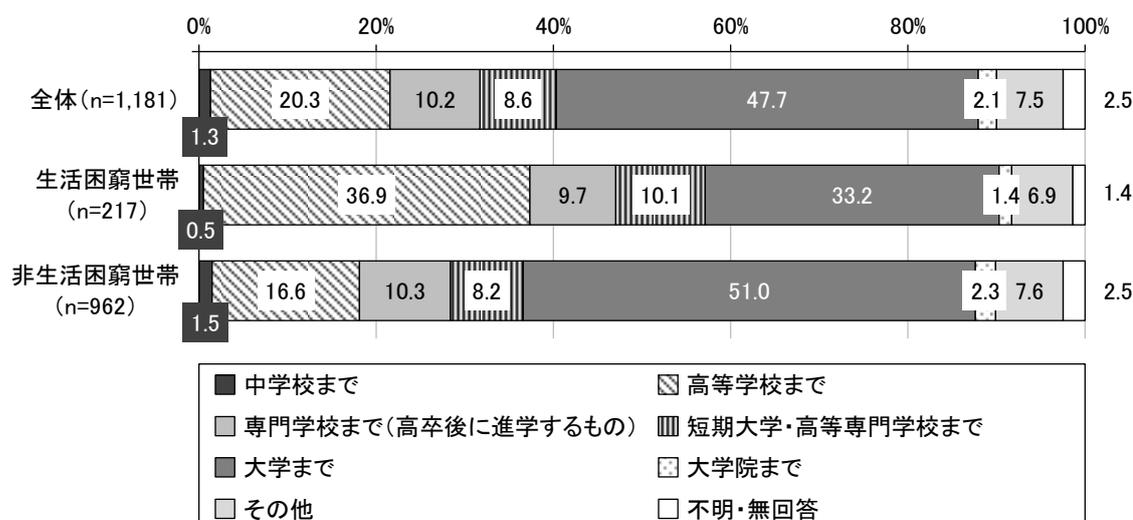
過去1年間にお子さんと一緒にしたことをみると、生活困窮世帯では、「泊りがけで家族旅行に行く」や「新聞やテレビのニュースについて話す」「こども会や地域の行事に参加する」「図書館に行く」といった経験が非生活困窮世帯に比べて低い傾向にあり、学習や体験の機会が少ないことや、地域との関わりが薄いことが考えられます。

また、お子さんをどこまで進学させたいかについても、生活困窮世帯は非生活困窮世帯に比べると「高等学校まで」が高く、「大学まで」が低い傾向にあります。

■過去1年間のお子さんと一緒にしたこと

単位：%	一緒に料理やおやつをつくる	新聞やテレビのニュースについて話す	こども会や地域の行事に参加する	映画や買い物に出かける	動物園や水族館に行く	図書館に行く	日帰りで遊びに行く	泊りがけで家族旅行に行く	一緒に読書をする	不明・無回答
全体 (n=1,181)	73.6	67.9	55.9	89.0	39.0	31.7	81.0	50.3	32.1	2.5
生活困窮世帯 (n=217)	72.4	57.1	46.1	84.3	30.9	21.7	73.7	30.9	24.9	1.8
非生活困窮世帯 (n=962)	74.0	70.5	58.2	90.2	41.0	34.0	82.8	54.8	33.8	2.5

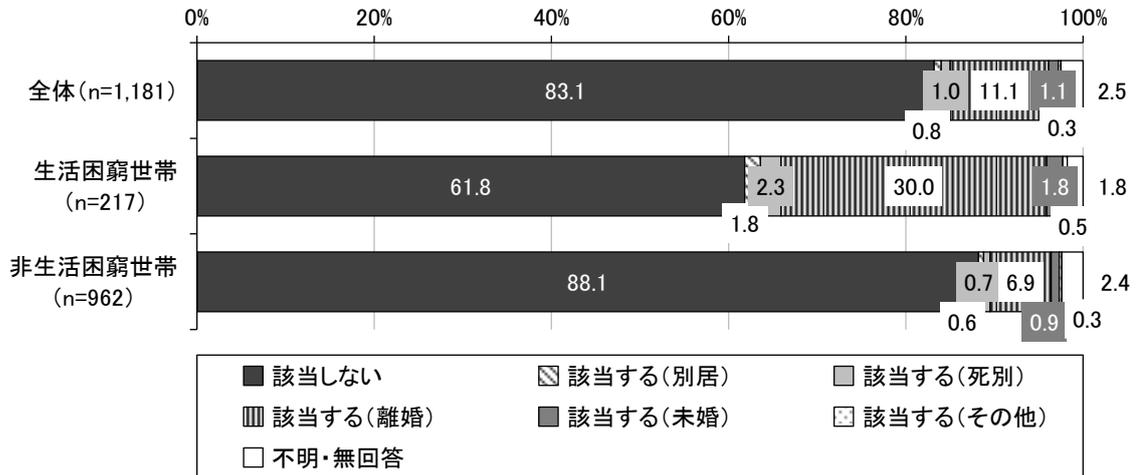
■進学想定



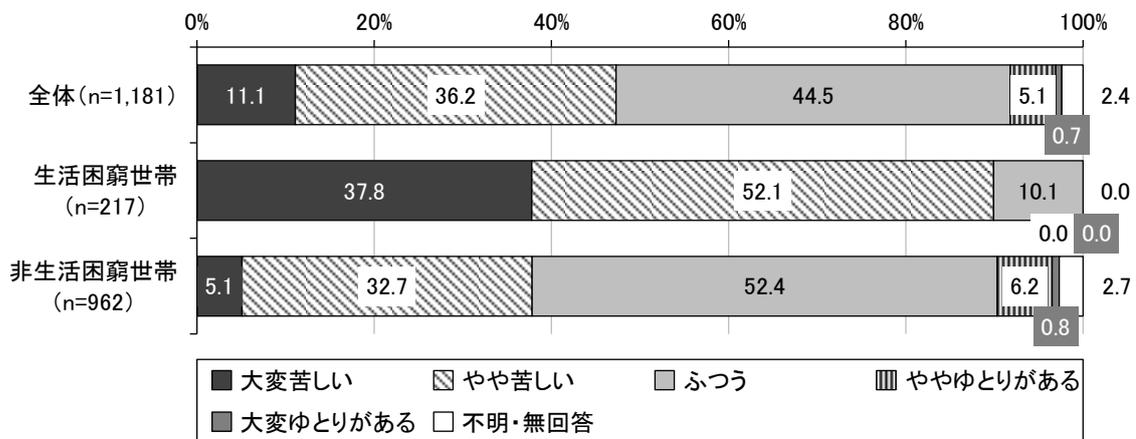
▶世帯の状況について

ひとり親世帯に該当するかどうかについては、生活困窮世帯において該当する人が多い傾向にあります。また、現在の暮らしの状況についても生活困窮世帯において苦しい人が多い傾向にあります。さらに経済的な理由で子どもの進学をあきらめさせたり学校を中退させる可能性についても、生活困窮世帯において非常に多くなっています。

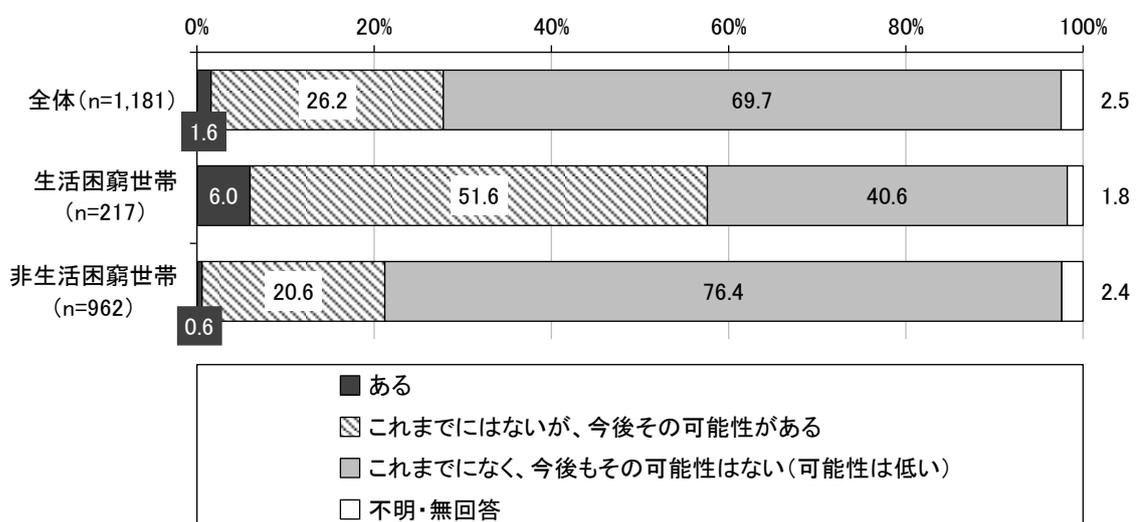
■ひとり親世帯に該当するか



■現在の暮らしの状況



■経済的に子どもの進学をあきらめさせたり学校を中退させる可能性



▶町の支援について

町の支援として求められていることについては、生活困窮世帯において「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「子育て給付金による生活支援」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」という支援が求められている傾向にあります。

単位：%	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	子育て給付金による生活支援	住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること	病いや障がいなどの相談が受けられること	離婚のことや養育費のことなど	地域の人の助け合い活動・組織があること	同じような悩みを持った人同士が知り合えること	子どものことや生活のことなど
全体(n=1,181)	64.4	53.5	20.0	17.4	8.5	11.9	15.7	23.5
生活困窮世帯(n=217)	77.4	71.4	35.0	20.3	16.6	9.2	16.6	23.0
非生活困窮世帯(n=962)	61.6	49.6	16.6	16.8	6.7	12.5	15.6	23.6

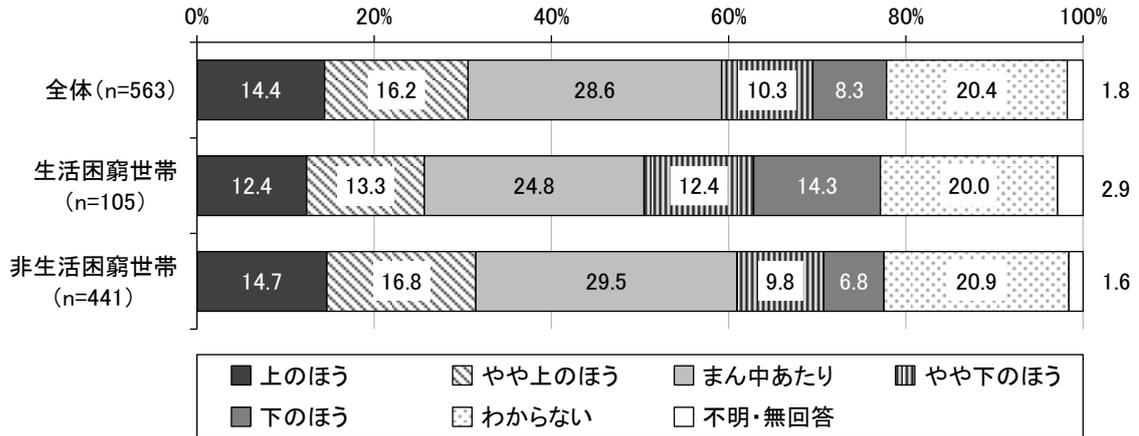
単位：%	その他	特にない	不明・無回答
全体(n=1,181)	3.0	10.5	2.7
生活困窮世帯(n=217)	1.4	3.7	4.6
非生活困窮世帯(n=962)	3.4	12.1	2.1

小学生・中学生児童

▶自身の状況について

学校の成績については、生活困窮世帯の子どもが非生活困窮世帯の子どもより成績が劣る傾向にあります。また家族としたことについては、生活困窮世帯において泊りがけの旅行にいった子どもが少ない傾向にあります。

■学校の成績



■過去1年間で家族としたこと

単位: %	一緒に料理やおやつをつくる	新聞やテレビのニュースに新しい話題を話す	子ども会や地域の行事に参加する	映画や買い物に出かける	動物園や水族館に行く	図書館に行く	日帰りで遊びに行く	泊りがけで家族旅行に行く	一緒に読書をする	不明・無回答
全体 (n=563)	72.6	53.3	55.4	85.8	34.8	27.5	63.9	49.7	14.0	3.6
生活困窮世帯 (n=105)	65.7	45.7	47.6	77.1	32.4	25.7	57.1	33.3	10.5	8.6
非生活困窮世帯 (n=441)	73.7	54.9	56.7	87.5	34.7	27.9	64.9	53.5	14.7	2.5

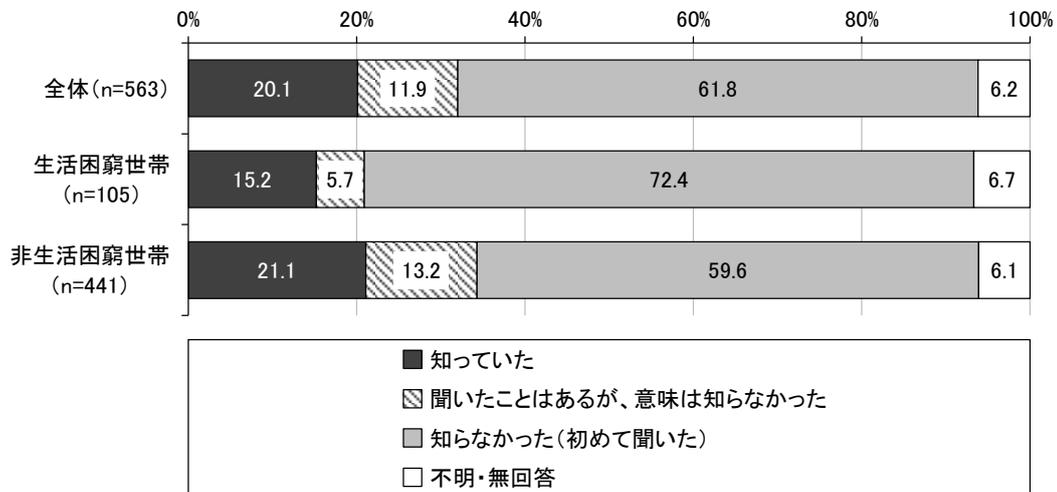
▶家族のお世話について

家族のお世話の状況については生活困窮かどうかにかかわらず、約6人に1人程度の割合で家族の世話をしている状況です。一方でヤングケアラーの認知度については、生活困窮世帯において認知度が低く、本人が認識していない状態でヤングケアラーになっている可能性があります。

■家族などのお世話の状況

単位：%	いない	父親	母親	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他	不明・無回答
全体(n=563)	75.0	3.9	5.5	1.4	2.0	10.1	1.8	9.8
生活困窮世帯(n=105)	72.4	7.6	7.6	2.9	4.8	10.5	1.9	8.6
非生活困窮世帯(n=441)	75.7	2.9	5.0	0.9	1.1	9.8	1.8	10.0

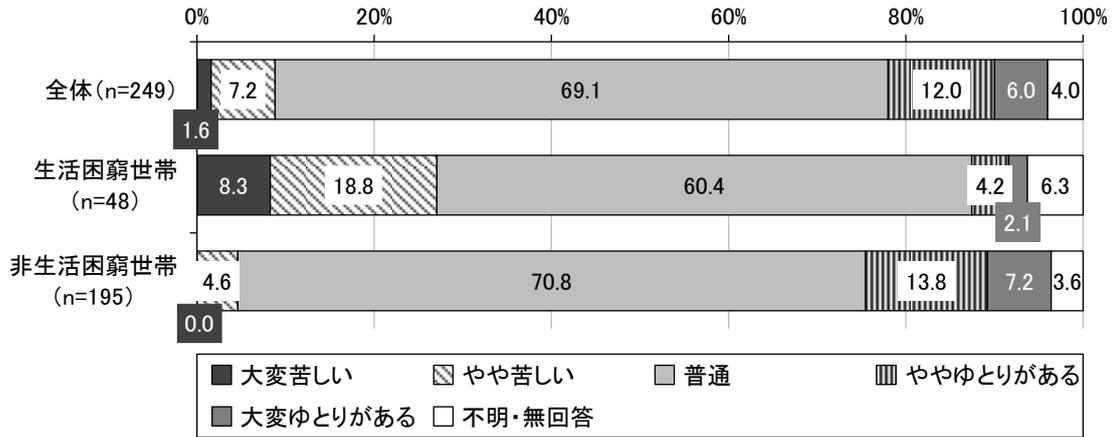
■ヤングケアラーの認知度



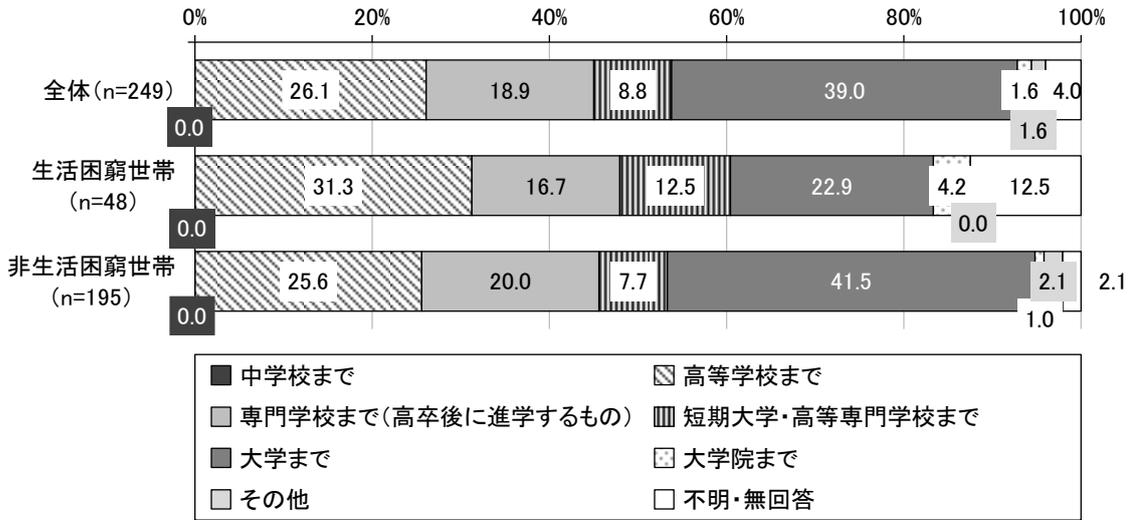
▶あなたの考えについて（中学生のみ）

家庭での暮らしの状況についてみると、生活困窮世帯において大変苦しいとやや苦しいを合わせて27.1%と非常に高い割合となっています。また、進学想定については、生活困窮世帯において大学まで進学を考える子どもが少ない傾向にあります。

■家庭での暮らしの状況



■進学想定



4 有田町の子ども・子育て支援の課題

統計資料、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画の評価、アンケート調査結果等をふまえた課題は以下のとおりです。

(1) 安心できる医療体制

- ニーズ調査において、子育てしやすいまちとなるために重要なこととして最も多かった意見が前回から引き続き「子どもの医療機関の整備」でした。専門医院を求める声も多く、現在は町外の病院を利用しているという声も多くなっています。また、緊急時の医療体制に不安や不便を感じている人も多いことから、ニーズが高まっているといえます。
- 病児・病後児保育については、嬉野市の小児科1施設と武雄市の病児保育施設1園と協定を結び、受け入れを実施しています。また、令和5年度より町立おおやま保育園において病後児保育を実施しています。一方で、病児・病後児保育自体のニーズはそこまで高くなく、利用に際しての不安などの声もあることから、より利用しやすい環境の醸成も必要です。

→安心して子育てができるまちへ向けて、医療体制は有田町の重要な課題となっています。

(2) 子育て支援における拠点や環境づくり

- 地域の中で遊べる場所が欲しいというニーズも前回から引き続き非常に高くなっています。特に、小さな子どもが気軽に遊べる公園や小学生児童たちだけで安心して遊べる場所が少ない現状があります。
- 子育て中の家族が日常的に通える施設へのニーズが非常に高く、令和2年度より多世代交流センターゆいたんを開設し、その中に子育て支援センターちろりんを開所しました。月曜日から金曜日までは未就園児とその親が対象ですが、月に一度第二日曜日を未就学児とその親へ開放しています。
- アンケート結果では小学生児童保護者はこれまで同様、口コミや学校などの先生を通じた情報入手をしている一方で、就学前児童保護者がインターネットやSNSでの情報収集を求めており、今後はインターネットでの情報発信の重要性が増していくことが考えられます。

→子育て中の子どもや家族が気軽に集える公園や施設が求められています。これからは一層子育て支援センターが有田町の様々なニーズに応える拠点となるよう計画的な運営が求められています。また、情報発信手段なども多様化していることから様々な手段で子育て家庭が必要な情報を得られる環境づくりも重要です。

(3) 教育・保育サービスの量と質の向上

- 有田町の女性の就業率は国・県よりも高い状況にあり、ニーズ調査においてもフルタイムで働く女性の割合が最も高くなっています。町全体で人口や児童数が減少している一方、働く女性の保育ニーズは多様化を極めてしています。
- 有田町では認定こども園化が進められ、定員数についても十分な量を確保しています。また、こども誰でも通園制度のモデル事業も先行して実施しており、正式に導入されてからも制度を活用しながら、より多くの保護者が安心して働きながら子育てできる環境を形成していくことが重要です。
- 放課後児童クラブにおけるニーズは非常に高くなっています。様々な特性を持った児童の受入など、放課後児童クラブに求められる質が年々高まっているなかで、放課後児童クラブ支援員の確保が困難になってきています。

→教育・保育サービスについて、多様化するニーズに量と質の両面から対応していく必要があります。保育士をはじめ、放課後児童クラブ支援員の確保は重要な課題となっています。

(4) 子育てを支えあう家庭と地域社会の醸成

- 有田町が子育てしやすいまちとなるために重要なこととして、「仕事と子育てが両立できる職場環境」が比較的高い回答となっています。一方、育児休暇については、職場での理解が進んでいない状況も見受けられ、職場における啓発の必要性があります。
- 生活困窮世帯を中心に特に地域とのつながりを持たない子育て世帯も多いことから、積極的に子育て世帯とつながりを持てる地域づくりの重要性が増しています。

→家庭における男女共同参画を推進し、子育てと仕事を両立しやすい職場・企業のあり方についての啓発を強化するとともに、制度面における周知に努める必要があります。

(5) 多様な背景を抱える子育て世帯への支援

- 子どもの貧困やヤングケアラーなど子どもにまつわる地域課題が多様化・複雑化しており、従来の発達支援などもあわせながら多様な支援ニーズに対応する体制づくりが必要となっています。
- 特に生活困窮世帯はひとり親家庭も多くなっており、相談できずに課題を抱え込むケースも多くなっていることから、早期に発見できるような仕組みづくりも重要です。

→多様な課題を抱える子どもや子育て世帯に対して、早期に発見し適切な支援につなげられる、体制づくりが求められています。

第3章

計画の基本的な方向性

1 基本理念

基本理念における有田町の視点

- 本町がめざす将来像との整合性と本町の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- 子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提。その上で、親が本町で子どもを生み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- 家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支え合っていくという視点



このような基本的な視点をもとに、基本理念を次のように設定します。

… 基本理念 …

子育て！！根っこから笑顔で支えあう有田町

～オール有田で子育てサポート～

2 基本目標

基本理念「子育て！！根っこから笑顔で支えあう有田町～オール有田で子育てサポート～」のもと、次の6つの基本目標を設定します。

目標1 子育て家庭への支援の充実

- 子育てに関する悩みや不安が多様化しており、すべての子育て世帯に対して開かれた相談体制や情報提供が必要
- 働く母親の増加により子育て支援のニーズは増加しているほか、ただ受け入れるだけでなく、子どもたちにとっても過ごしやすい保育環境を形成するなど、幼児教育・保育の質の向上が求められており対応が必要
- 地域のつながりを持たない子育て世帯が増加していることから、子育て世帯とそれを支える団体や地域、行政がつながれるネットワークの形成が必要
- 社会情勢の変化と合わせて経済的な支援を求める声が多いほか、一部の世帯では生活困窮などの状況も見られるため対応が必要

目標2 母子保健の継続的な取組による健康の増進

- 子どもや保護者の健康状態を保持するための健康づくりや母子保健事業の推進が必要
- 子どもの医療体制の充実を求める声が多く、いざという時にも対応できる小児医療体制の整備の検討が引き続き必要
- 子どもの健康維持に対して、栄養や食習慣に関する情報発信なども必要

目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

- 子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる教育環境の形成が必要
- 子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのための教育環境や地域での環境をつくる必要がある

目標4

子育てと仕事の両立支援

- 男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりが必要
- 男女関わらず家事・育児に関われるよう、子育て世帯や企業の意識を醸成することが必要

目標5

多様な背景を抱える子どもや家庭への支援の充実

- 児童虐待に関しては、子ども家庭支援センターなど国を挙げた取り組みが進められており、それに合わせて早期発見・早期対応できる体制づくりが必要
- ひとり親家庭は様々な困難や課題を抱える傾向が高く、その相談先がないことも多いため、支援へ適切につなげる体制が必要
- 発達支援や医療的ケア児なども含め、療育の必要な子どもへの対応が必要
- 法律の整備なども進み、子どもの貧困を解消することが求められており、生活困窮世帯が抱える生活支援や子どもへの学習支援、保護者の就労支援、経済的な支援などが必要

目標6

安全・安心なまちづくりの推進

- 子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる遊び場や生活空間が求められているため、その整備が必要
- 子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など安心して過ごせる地域づくりが必要

3 施策体系

基本理念及び基本目標の達成に向け、本計画は以下の体系で施策を展開します。

子育て！根っこから笑顔で支えあう有田町 オール有田で子育てサポート	基本目標1 子育て家庭への支援の充実	1. 情報提供・相談体制の充実 2. 幼児教育・保育の質の向上 3. 子育て支援のネットワークづくり 4. 経済的負担の軽減
	基本目標2 母子保健の継続的な取組による健康の増進	1. 子どもや母親の健康の確保 2. 小児保健医療の充実 3. 食育の推進
	基本目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備	1. 生きる力を育む教育の推進 2. 子どもの健全育成 3. 子どもを取り巻く健全な環境づくり
	基本目標4 子育てと仕事の両立支援	1. 働きやすい職場環境（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2. 家庭における男女共同参画の実現
	基本目標5 多様な背景を抱える子どもや家庭への支援の充実	1. 児童虐待防止対策の充実 2. ひとり親家庭の自立支援の充実 3. 障がい児施策の充実 4. 子どもの貧困の解消
	基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進	1. 子育てを支援する生活環境の整備 2. 子どもの安全確保

第4章

施策の方向

施策 1

施策 1 子育て家庭への支援の充実

女性の就業率の増加や核家族化の進行など、有田町を取り巻く子育て環境は、各家庭において多様化しています。また、子育てに関する不安や悩みも多岐にわたり、専門的で幅広い相談窓口の対応が求められています。時代に即した情報提供・相談体制の充実をはじめ、まち全体で子育て家庭を支援していけるよう、様々なネットワーク体制の充実に努めます。さらに、教育・保育の質の向上を図り、幼児教育アドバイザーなど専門的な人材の確保に努めるなど、子育て家庭に寄り添った子育て支援の体制づくりをめざします。

(1) 情報提供・相談体制の充実

事業名	内容	担当課
1 子育て・母子 保健における 情報発信	<p>子ども子育てに関する新制度をはじめ、町内各園の保育方針や地域の子育て支援事業、健診や予防接種など、子育て・母子保健に関わるあらゆる情報を発信していきます。</p> <p>また、子育てガイドブック、ちろりんのパンフレットの配布、子育て支援課のInstagramの開設等広報活動を継続的に実施しています。</p> <p>●ホームページ、広報 ●健康カレンダー、広報暮らしのカレンダー ●案内のしおり(町内各園の情報) ●母子手帳アプリ ●子育てガイドブック ●ちろりんのパンフレット ●Instagram</p> <p>今後の方向性</p> <p>特に、令和元年度より導入した母子手帳アプリの利用者を増やし、対象者への細やかな情報発信に努めます。</p> <p>令和8年からは母子手帳の電子化の導入が国で検討されているため、アプリについては動向に注視しながら、より使いやすくプッシュ通知が充実した内容に見直しを進めます。</p>	健康福祉課 子育て支援課

<p>2 相談窓口の充実</p>	<p>平成 30 年 10 月より子育て支援課を開設し、総合的な窓口として情報発信を行っています。また、課内に相談員を配置し、DVや子育て、仕事、学校など家庭の様々な悩みに対応します。</p> <p>令和2年5月に多世代交流センター内に子育て支援センターちろりんを開設し、従事している保育士が日々相談業務を行っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援課窓口●女性総合相談窓口 ●子育て支援センター「ちろりん」 </div> <p>今後の方向性</p> <p>窓口そのものの周知を図るとともに、専門性をもった相談体制の充実と、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等とのネットワークの構築を継続して推進します。</p> <p>また、令和9年度をめどに「こども家庭センター」を開設し、多岐に渡る相談内容に対応できるよう体制の充実を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>3 地域活動による相談体制の充実</p>	<p>主に健診の受診勧奨の機会を活用し、母子保健推進員が、各家庭の抱える悩みに寄り添い声かけを行っています。保健師・栄養士をはじめ、民生委員・児童委員・主任児童委員とも連携を図ります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●母子保健推進員 </div> <p>今後の方向性</p> <p>母子手帳交付時、乳幼児全戸訪問等の機会に身近な相談者として母子保健推進員の紹介をより積極的に行います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>4 講座や講演会の開催</p>	<p>子育て講座の開催や子育て講演会などを通じて子育てにおける様々な知識を得られる場を提供します。</p> <p>また、放課後子ども教室のコーディネーター、サポーターによる講演会等、様々な知識を得る場を提供しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て講演会(新1年生の保護者、PTA、全住民向け) </div> <p>今後の方向性</p> <p>さまざまな成長段階や組織へ向けたアプローチを継続的に実施します。</p>	<p>子育て支援課 生涯学習課</p>

(2) 幼児教育・保育の質の向上

事業名	内容	担当課
<p>1 通常保育事業</p>	<p>町内すべての保育所ならびに認定こども園において、引き続き0歳児からの受け入れを行います。また、令和5年度から、こども誰でも通園制度の試行的事業により、保育所に通っていない乳幼児の週1～2回の預かりを2園で実施しました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>利用者ニーズに対応し、今後も待機児童のない受け入れができるよう保育士等の確保対策に努めます。</p> <p>こども誰でも通園制度による預かりについては、本格実施までに全園で実施できるよう、国の施策を見据えて体制を整えます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2 延長保育事業</p>	<p>町内の保育園・認定こども園、全園で延長保育を実施しています。1号認定児童についても、朝夕の預かり保育を実施し、3歳以上の保育を必要とする児童は利用料の無償化を行いました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も引き続き、利用者ニーズに対応できるよう、保育士等の確保対策に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>3 一時預かり事業</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、町内の保育園・認定こども園、全園で一時預かりを実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>保護者の用事等の際に加え、リフレッシュにおいても一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担軽減を図る支援を継続して行います。今後は、こども誰でも通園制度と組み合わせた実施を検討していきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>4 休日保育事業</p>	<p>休日保育事業については私立保育所1園において実施しています。また、例年ゴールデンウィークの陶器市従事の保護者については、私立各園が自主事業で預かり保育を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>保護者の休日出勤世帯も年々増加傾向にあり、ニーズを踏まえた事業拡大についても検討します。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>5 病児・病後児 保育事業</p>	<p>病児保育については、実施がありませんが、病後児保育については、平成 30 年度から町内私立認定こども園1園において実施しています（在園児のみ）。また、令和5年度に町立保育園内で病後児保育室を開設しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>町内 ●認定こども園(病後児) ●町立保育園(病後児)</p> <p>町外 ●嬉野市 小児科医院(病児・病後児) ●武雄市 病児・病後児保育施設(病児・病後児) ●佐世保市(11 施設) (病児・病後児)</p> </div> <p>今後の方向性</p> <p>病児保育については、子どもとその保護者が病気の時も子育て支援サービスを受けられるように町内医療機関への協力を要請していきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>6 保育士等の資 質向上</p>	<p>保育士等の資質向上を目指して、各園において佐賀県や各団体で実施されている研修会や講習会への参加を促進し、保育サービスの質の向上を図っています。また、処遇改善加算の取得要件に一定の研修受講が要件付けされたため、各園に周知して計画的受講を促しました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>教育・保育サービスの向上、多様な保育への対応を行うため、継続して実施を行います。</p> <p>県の幼児教育センターや西九州させぼ広域都市圏等近隣団体との連携についても引き続き検討していきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>7 保育施設・設 備の充実</p>	<p>保育施設・設備の充実について、国・県の交付金を活用し、改修・修繕事業、防犯カメラの設置、遊具や衛生環境の整備等、安心安全な施設整備を積極的に行っています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策、通園バスの安全装置、保育所等 ICT 化(登降園や保護者連絡などシステムの導入)について補助事業を実施しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●保育緊急環境整備事業の実施</p> </div> <p>今後の方向性</p> <p>町内の保育施設の安全な保育環境を整備するため、計画的に実施します。</p> <p>特に施設の老朽化の対応をはじめとした、児童の安全確保や保育士の負担軽減のための整備についても、今後必要性和優先順位をふまえ見直しを行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>8 幼児教育アドバイザーの設置</p>	<p>教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの設置・確保に努めます。</p> <p>今後の方向性 「こども家庭センター」の整備などとあわせて、幼児教育の更なる質の向上を図るために設置を検討します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>9 放課後児童健全育成事業</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して学校や民間施設などで放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供し、より多くの利用希望者の受け入れを行っています。</p> <p>町立4か所、民間1か所に加え、令和4年度に2か所、令和5年度に1か所民間の放課後児童クラブが開所、待機児童の解消に努めています。</p> <p>今後の方向性 雇用条件の見直しなどによる支援員の確保、様々な特性をもった児童に対応する研修機会の提供等を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	内容	担当課
<p>1 子育てサークル活動の支援</p>	<p>子育てサークル活動の支援として母子保健推進員が母親同士の交流をサポートし、母子の孤立を防ぐ機会の提供に努めています。また、子育て支援センターちろりんへの参加を積極的に案内しています。</p> <p>●子育て支援センターちろりん ●「れんげのつどい」</p> <p>今後の方向性 多世代交流センター等での事業内容を精査しながらよりよいサークル活動への支援を継続します。</p>	<p>健康福祉課 子育て支援課</p>
<p>2 子育て相互支援の体制づくり</p>	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティアの育成・支援や子育て相互支援の推進を行っています。</p> <p>今後の方向性 多世代交流センター等において、子育て支援事業及び子育て相互支援事業を実施するため、ボランティア育成の研修や講習会等を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>3 世代間交流の 推進</p>	<p>町内の保育所等の地域性を活かしながら、園行事への招待や施設訪問を行う等、地域における世代間交流を行っています。また、委託している多世代交流型子ども食堂が3か所あり世代間交流が図られています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>町内の保育園・認定こども園において、交流を継続して実施します。また、多世代交流センターにおいては、子育て支援事業と高齢者支援事業を同施設で実施することにより、多世代が交流できる施設の運営を目指します。そして多世代交流型子ども食堂の支援を継続して行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
----------------------------	--	---------------

(4) 経済的負担の軽減

事業名	内容	担当課
<p>1 保育所・幼稚園等の利用料の軽減</p>	<p>「子ども・子育て新支援制度」の実施に伴い、平成 27 年度から保育料の見直しを行い、町独自で保育料の軽減を行っています。</p> <p>また、国が実施する幼児教育・保育の無償化に合わせ、年間を通して、3～5才児及び0～2才児の住民税非課税世帯の保育料を無償化しています。また、教育認定児童の通常保育以外の預かり保育や認可外保育施設等の利用料も対象としています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯とひとり親等世帯の保育料の軽減拡充 ●低所得の多子世帯の第1子カウントの年齢上限撤廃 </div> <p>今後の方向性</p> <p>社会情勢や近隣自治体の動向をみて、どのような軽減策が適切なのか検討を重ねながら継続して実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2 各種手当に関する周知</p>	<p>各種手当に関する周知を図るため、町広報や県作成のパンフレット等への掲載のほか、住民窓口での受付の際に制度と手続きの案内を行っています。</p> <p>子育てガイドブックを作成し、母子手帳交付時と転入時に配布しています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子育てガイドブック </div> <p>今後の方向性</p> <p>どのような方法が、伝わるのか検討し、SNS 等を活用した実行性のある周知を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

施策 2

施策 2 母子保健の継続的な取組による健康の増進

母子の健康の確保は、豊かな子育てライフを実現する上で最も根本的な支援です。有田町では、妊娠初期段階から切れ目のない健康支援と相談体制を整え、安心して子育てを行える医療体制を近隣市町との連携により実現していきます。また、食育の推進においては、家庭をはじめ、保育所・認定こども園、学校と様々な方向から啓発を行います。思春期保健対策においては、命や性について学び、こころと体の健康づくりをめざします。

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	内容	担当課
1 妊婦の健康づくり	<p>妊娠初期(母子健康手帳交付時)から、全妊婦に保健師が関わり、妊婦の健康管理や出産・育児に関する情報提供とサポートを行っています。令和5年度からは、両親学級を始めて妊娠中の健康管理や出産育児情報の提供を開始しました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>令和9年度をめどに「こども家庭センター」を設置し、個別の母子手帳交付により、妊婦一人ひとりに合わせた指導、課題の早期発見と支援につなげます。ケースによっては、支援プランの作成を行います。</p>	健康福祉課
2 妊婦健康診査	<p>妊婦健診の健診票を県統一様式にて交付しています。また有田町独自で妊婦の子宮頸がん検診に対する助成事業も行っていきます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>県内統一様式の健診票について、内容の見直しを検討していきます。</p> <p>令和7年度から県内統一で妊婦健診に超音波検査を2回拡充して実施します。</p>	健康福祉課
3 乳幼児健康診査	<p>乳幼児健康診査では、発育の遅れ等の早期発見、健全な成長発達支援及び指導を行っています。1歳6か月・3歳6か月健診では歯科健診と発達障がい早期発見のための2次問診も実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>病気の予防と早期発見のみならず、子育て相談や育児支援の場として、引き続き健診を実施します。また、未受診者や要経過観察者のフォローも行います。</p>	健康福祉課

<p>4 乳幼児相談</p>	<p>12 ヶ月・2歳児を対象に育児相談や栄養相談を実施し、きめ細やかな対応を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子育て支援や育児関係事業を行っている部署や団体との連携を取り、子どもたちの健やかな成長・発達を支え、育児の心配事に寄り添います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>5 訪問指導の実施</p>	<p>相談・健診等での要指導者と、生後2か月児の全戸訪問を実施し、乳児の健康管理及び母親の不安解消を支援し、ハイリスク者(児)に対しては継続訪問を実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子育ての孤立化を防ぎ、不安や悩みを聞いて、子育ての情報提供を行い適切なサービスにつながるように、きめ細やかな訪問を実施します。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>6 不妊治療への助成</p>	<p>令和4年4月から体外受精を含む基本的治療が保険診療、高額療養費の適応になったことをふまえ、町の助成制度の見直しを行いました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>佐賀県の不妊治療助成及び佐賀県先進医療助成に併せて、1周期の治療あたり3万円の不妊治療応援助成金を交付します。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>7 定期予防接種</p>	<p>定期予防接種については、個別接種で実施を行っており、訪問や健診等での機会を通して接種奨励を行っています。特に、集団感染対策の中でも重要視されているMR2期は、未接種者にはがきによる勧奨通知や、さらに未接種者の場合には電話による勧奨を行い未接種対策に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子どもの健康のために予防接種の重要性を周知しながら未接種者に対応して行きます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>8 事故防止の啓発</p>	<p>乳幼児健診時、母子保健推進員訪問時、相談時に事故防止啓発指導を行います。</p> <p>今後の方向性</p> <p>月齢に合わせて、その時期に起こりやすい事故とその予防方法を啓発します。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>9</p> <p>フッ素塗布・洗口の実施</p>	<p>1歳6か月児健診時にフッ素塗布、保育所・認定こども園の4・5歳児及び小中学校の児童・生徒を対象にフッ素洗口を行い、むし歯予防に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き、フッ化物を利用したむし歯予防に努めます。また、その予防効果を周知します。</p>	<p>健康福祉課 学校教育課</p>
<p>10</p> <p>発達相談の充実</p>	<p>発達相談について、対象児の増加に合わせた幅広い相談支援、必要機関への紹介を行っています。健康福祉課で実施していた発達カウンセリングを令和6年度からは子育て支援課が引き継いで実施しています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て発達カウンセリング(臨床心理士) ●心理精密検査(児童相談所) ●療育相談(保健福祉事務所) </div> <p>今後の方向性</p> <p>子育て発達カウンセリングの対象を就学後の児童まで拡大し町で発達検査が出来る体制を整備します。</p>	<p>健康福祉課 子育て支援課</p>
<p>11</p> <p>母子保健推進員活動の充実</p>	<p>様々な家庭における子育て事情や課題等について月1回の定例会にて情報交換や研修等を行い、家庭訪問や乳幼児健診等の機会に、密に個々の母親や乳幼児に関われるよう努めています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>母子保健推進員としての任期が3年であるため、推進員の入れ替わりにより活動が途切れてしまわないように配慮していきます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>12</p> <p>新生児聴覚スクリーニング検査費への助成</p>	<p>令和2年度より初回検査に対して助成を開始し、令和5年度からは更に確認検査に対しても1回5,000円を上限に費用を助成しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>検査を行うことで、保護者の不安を解消し、経済的支援のため初回及び確認検査に対して助成金を交付します。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>13</p> <p>産婦健康診査</p>	<p>令和6年度より産後2週間目と1ヵ月目に産婦健康診査票を佐賀県統一様式にて交付しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>産後うつなどの予防など、産後の初期における母子の支援を継続的に行うために実施します。</p>	<p>健康福祉課</p>

<p>14</p> <p>産後ケア事業</p>	<p>令和5年度より心身ともに不安定になりやすい産後のお母さんと赤ちゃんに対して、心身のケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」を産婦人科に委託しています。日帰り型と宿泊型を選ぶことができます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も妊娠時から産後と継続的な切れ目ない支援を行って行きます。令和8年度を目途に佐賀県広域化の取組に向かう予定です。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>15</p> <p>遠方分娩施設 交通費等の助成</p>	<p>令和7年度より医学的な理由により周産期母子医療センターでの妊娠及び周産期管理が必要な妊婦に対して通院交通費等を助成します。</p> <p>今後の方向性</p> <p>妊婦の不安の解消と経済的支援を併せて行うために令和7年度より開始します。</p>	<p>健康福祉課</p>

(2) 小児保健医療の充実

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>子どもの医療 費助成</p>	<p>対象年齢を高校生相当年齢までに拡大し、医療費の助成をしています。また、紹介状がなく受診される際にかかる選定療養費を助成しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き医療費や選定療養費の助成を行い、疾病の早期発見及び治療を推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2</p> <p>かかりつけ医確 保の啓発</p>	<p>乳児全戸訪問時に、かかりつけ医の必要性を個別に説明し、啓発を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>乳幼児健診・相談の場面などにかかりつけ医の有無を確認し、更なる普及に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>3</p> <p>救急医療体制 の整備</p>	<p>伊万里有田共立病院の小児科医は1名体制となっており、乳児全戸訪問時に、子どもの急病時の受診タイミングを判断するための見極めシートを配布しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>町内医療機関の体制整備に努めるとともに、オンライン診療やオンライン相談の周知を行います。</p>	<p>健康福祉課</p>

(3) 食育の推進

事業名	内容	担当課
<p>1 母子栄養指導</p>	<p>乳幼児健診や相談の機会に、栄養指導を実施しています。また、毎月妊婦子育て相談日(奇数月は社協と共同開催)を設け、妊産婦や乳幼児の身体状況や発達等に応じた食事のとり方について個別に指導を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き実施し、SNS からの情報を含めて啓発を行い、必要に応じて個別で継続したフォローを行います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>2 学童・思春期における栄養指導</p>	<p>学校では、食に対する理解を深める授業や広報、給食時の指導等を計画的に進めています。</p> <p>小中学校の栄養教諭により、「ふるさと食の日」や「子ども達が考えた献立給食」、中学校では「マナー給食」などの取り組みを行いました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は、保護者への啓発も行いながら、引き続き学童・思春期における栄養指導を継続します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>3 親子料理教室・子どもクッキング等の開催</p>	<p>食生活改善推進員と連携して、保育所・認定こども園では食育セミナーの実施、小学校ではさらに栄養教諭と連携して、地産地消の観点もふまえ、郷土料理の伝承を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子どもの頃から料理に触れ合うことで食育に関心を持ってもらえるよう食改善推進委員等と協力をしながら推進します。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>4 食育の普及・啓発</p>	<p>食育強化月間や食生活改善普及月間に広報で野菜の摂取や食事のマナー、共食、食品表示についての周知を図っています。</p> <p>令和6年6月の食育強化月間には、生涯学習課主催の放課後こども教室で食生活改善推進員が協力し、お料理体験プログラムを実施しました。</p> <p>今後の方向性</p> <p>健康的な生活を送るために必要な食育を、食改善推進委員等と協力しながら推進します。</p>	<p>健康福祉課 生涯学習課</p>

施策3

施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

学校における教育環境の整備は、子どもの健全育成を図る上で重要な役割を果たします。健康診断や体力の維持をはじめ、人権や伝統文化における体験など、生きる力を育む教育を推進するとともに、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く様々な困難と向き合える専門指導員の確保を行い、健全な教育環境づくりをめざします。

(1) 生きる力を育む教育の推進

事業名	内容	担当課
1 健康・体力の維持推進	<p>毎年健康診断と体力テストを実施し、一人ひとりの健康状態の把握と体力の向上に努めており、小学校入学時から中学校卒業まで時系列での把握を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も養護教諭や体育主任が中心となって、健康維持・体力の増進に努めます。</p>	学校教育課
2 人権教育の啓発	<p>小学校での「人権の花事業」を通して子どもたちへの人権啓発を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>小学校において「人権の花」事業を行い、子どもたちの思いやりの心を育んでいきます。</p>	住民環境課
3 伝統文化体験の充実	<p>小中学生を対象に、有田焼や稲作等に従事する地元の方を講師とした授業を実施し、伝統文化体験の充実を図っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>目的を見直しつつも、伝統文化体験の必要性は変わらないので、事業内容を検討していきます。</p>	生涯学習課
4 思春期ふれあい体験事業	<p>地域職場体験学習として、中学生が保育所・認定こども園での園児とのふれあいを通して命の大切さを学んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も、保育園等の施設において、思春期ふれあい体験を計画的に実施します。</p>	学校教育課

<p>5 地域の教育力の向上</p>	<p>保護者や地域住民の協力の下、小学生を対象とした通学合宿事業を地域ごとに実施し、地域の子どもは地域で守り育てるという意識を育みます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>通学合宿事業の実施はコロナ禍の影響により、3か年ありませんでしたが、関係機関・地域の協力などを得ながら、実施につなげていきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
------------------------	--	--------------

(2) 子どもの健全育成

事業名	内容	担当課
<p>1 放課後子ども教室</p>	<p>有田中学校区と西有田中学校区にて開催していましたが、平成 30 年より各小学校区でも放課後子ども教室を開始しました。各小学校で、申込者数に幅が出ているため、内容や周知方法を検討していきます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>事業の継続実施にはサポーターの確保が必要であり、今後も随時募集していきます。今後、教室内で起こるトラブルや子どもたちへの対応など、継続的な研修やサポーター間での情報共有の場が必要です。関係機関との話し合いの場などを準備し、対応していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>2 いじめ、不登校等の相談体制の充実</p>	<p>いじめや不登校等の相談体制は、校長・教頭・担任・養護教諭等や、スクールソーシャルワーカーが総合的に連絡をとって行っています。また、スクールカウンセラーによるカウンセリングも行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>いじめや不登校等の相談体制は、今後も継続強化を図ります。あらゆる個別案件に対し迅速に対応します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>3 教育支援センターの設置・運営</p>	<p>令和5年度に適応指導教室から教育支援センターへ名称を変更し、様々な要因によって学校に行けない、不登校傾向の子どもたちの対応を行っています。</p> <p>●教育支援センター「ゆう」(支援員 1 名)</p> <p>今後の方向性</p> <p>教育支援センターについて、登録者が今以上に利用しやすいような取り組みを推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>4 少年非行の防止</p>	<p>個々の問題により警察とも連携を図りながら非行防止の活動を行っています。なかには、民生委員や区長にも協力を仰ぐ事案もあり、迅速な対応を心掛けています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も日頃から関係機関が効果的に働きかけを行えるよう、連携を図りながら推進します。</p>	<p>学校教育課</p>

<p>5 思春期教室の 実施</p>	<p>小学6年生から中学3年生の学年ごとの理解度に合わせ、各学校との調整を図りながら、医師・助産師・幼児教育の専門家等による講義を年間カリキュラムの中に取り入れています。</p> <p>今後の方向性 学校教育の中で、子どもたちの実状に合わせた教室の運営や子どものニーズに応じた講師の派遣等について検討します。</p>	<p>学校教育課 健康福祉課</p>
<p>6 こころの健康づくり</p>	<p>県内一斉で、「いじめに関する調査」が実施されています。また、ソーシャルワーカーを中心に各方面と連携をとって活動しており、きめ細やかな対応を行っています。</p> <p>今後の方向性 今後も状況に応じた対応を行っていきます。</p>	<p>学校教育課</p>

(3) 子どもを取り巻く健全な環境づくり

事業名	内容	担当課
<p>1 教育講演会の 開催支援</p>	<p>年に1回、子どもを取りまく環境に合わせた教育講演会を実施しています。</p> <p>今後の方向性 今後も教育委員会と PTA 等との連携を図り継続して実施していきます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>2 健全育成環境 の維持</p>	<p>各学校の教員及びPTA役員と共同で町内のコンビニエンスストア、酒・タバコ販売店、スーパー、商店等を巡回し地域環境点検を実施しています。また、スマートフォンの普及に伴う青少年のネット環境について、新たな周知・啓発活動が求められており、県のネットパトロールからの情報があつた場合の対応も行っています。</p> <p>今後の方向性 今後も継続して各関係機関が十分な連携が取れる体制を維持し健全育成に努めます。</p>	<p>学校教育課 生涯学習課</p>

施策 4

施策 4 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事を両立していくうえで、働き方の見直し、働きやすい職場環境の推進はかせないものとなっています。ニーズ調査においても、有田町が子育てしやすいまちとなるために重要なこととして「仕事と子育てが両立できる職場環境」が求められています。また父親の育児休業の取得状況としては依然として進んでいないことから、職場・家庭における積極的なワーク・ライフ・バランスの推進をめざします。

(1) 働きやすい職場環境（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業名	内容	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	<p>子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、インターネットや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を行います。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も継続して実施します。また、新たな取り組みとして、企業に対する意識啓発などについても行うよう検討します。</p>	子育て支援課 まちづくり課
2 事業主の取組・評価の促進	<p>有田町男女共同参画推進協議会主催で町内の団体等へ出前講座を実施し、男女共同参画に対する理解を深める取り組みを実施しています。また、すべての企業において、働き方の見直しを含め、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用できるよう環境整備の促進を行います。</p> <p>今後の方向性</p> <p>企業などを訪問し、事業主を含めた企業への啓発を行います。また、仕事と生活の調和を実現している企業・団体に向けて表彰をするなど、評価を行うシステムの構築に努めます。</p>	まちづくり課

(2) 家庭における男女共同参画の実現

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>男女共同参画における講演会・セミナーの開催</p>	<p>様々な講演会やセミナー等を開催し、住民への啓発を行っています。が、男性の参加と気運の醸成は継続的な課題となっています。</p> <p>女性フェスタについては、男性が参加しづらい等の指摘により、令和5年度からは「有田春フェス」と名称を変更して開催し、男女共同参画パネル展を実施しています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画講演会(男女共同参画推進協議会) ●アバンセ事業を活用したセミナー ●「有田春フェス」での講演会(有田女性まつり実行委員会) ●男女共同参画ポスター、川柳コンクール ●「ありたんひろば de ワールドカフェ」の開催 </div> <p>今後の方向性</p> <p>男性の子育て参画を促進するために、子育てが楽しめるようなイベントや講座などを、関係課と連携しながら開催します。</p>	<p>まちづくり課</p>
<p>2</p> <p>男女平等教育の推進</p>	<p>日頃の授業や学校生活において、男性・女性の区分をなくした教育・指導を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も男性女性の区別なく、誰もがあらゆる分野で活躍できる教育や社会を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>3</p> <p>父親の子育て協力の推進</p>	<p>コロナ禍前までは、男性と一緒に受講できる育児教室や親育ち講座、就学前講演会を開催していましたが、父親の参加は少ない状況でした。</p> <p>今後の方向性</p> <p>父親、母親とターゲットを分けず、誰もが参加できる内容やPR方法を検討し、実施につなげていきます。</p>	<p>生涯学習課</p>

施策 5

施策 5 多様な背景を抱える子どもや家庭への支援の充実

近年、社会問題としてクローズアップされている児童虐待をはじめ、さまざまな専門的な支援を要する子どもや家庭に対して、関係機関と密に情報共有を図りながら、早期発見と早期対応に努め、専門的で細やかな支援を行えるまちをめざします。また、「子どもの貧困対策推進事業」についても、この施策のなかで推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	内容	担当課
1 「こどもの権利」に関する周知・啓発	<p>広報にて年4回、児童虐待(子どもの人権)についての特集を掲載しています。また、講演会の開催や啓発グッズの作成・配布を行い、虐待防止の呼びかけを行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は児童虐待(子どもの人権)への周知・啓発を行うとともに、国の掲げる「こどもの権利」の周知・啓発についても、プログラムや広報の内容を検討し、子ども自身から保護者、地域の人に向けて広く「こどもの権利」を周知します。</p>	子育て支援課
2 相談体制づくりや関係機関との連携強化	<p>関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取り組みの強化に努めています。</p> <p>令和3年度に子ども家庭総合支援拠点を設置、社会福祉士2名を配置し相談対応を行いました。また、令和5年度には保健師1名も増え、体制強化を進めています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭総合支援拠点 ●要保護児童対策協議会 ●担当課●児童相談所 ●保健所 ●児童委員 ●保育所及び児童福祉施設 ●学校 ●教育委員会 ●警察 ●医療機関 ●NPO ●ボランティア等の民間団体等 </div> <p>今後の方向性</p> <p>子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を有した「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、更なる体制強化に取り組みます。</p>	子育て支援課

<p>3 発生予防、早期発見、早期対応等</p>	<p>虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、赤ちゃん訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、適切な支援につなげています。また、保育園や学校を始めとする関係機関とも連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>引き続き、保健師や各関係機関と連携して、要支援児童の把握に努めます。</p>	<p>子育て支援課 健康福祉課</p>
<p>4 社会的養護施設との連携</p>	<p>子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に努めています。</p> <p>また、児童養護施設と連携し、里親カフェや相談会の開催協力を実施したり、町内イベントに参加し、虐待防止と里親啓発を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。</p> <p>児童養護施設での児童家庭センターの設置(令和7年度予定)により、さらなる連携を図り、要保護児童家庭等の支援を協同し、行っていきます。</p>	<p>子育て支援課</p>

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>母子(父子)相談の充実</p>	<p>母子(父子)相談の充実に向け、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費助成の更新手続きの際に直接面談し、家庭状況等の聞き取りを行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も継続して電話や窓口での相談にも随時対応します。オンライン申請については、相談や実態把握につながらない可能性があるため、現況届は今後も対面で行っていきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>2</p> <p>経済的支援の強化</p>	<p>広報やホームページ、県作成のパンフレットを使用して経済支援制度の周知を図っています。</p> <p>令和5年度には子どもの医療費助成の対象年齢拡大や有田っ子出産・子育て応援ニコっと給付金(出産祝い金・小中高への入学準備金)を開始するなど、子育て世帯の経済的支援の強化に努めました。</p> <p>●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●児童扶養手当 ●ひとり親家庭等医療費助成 ●有田っ子出産・子育て応援ニコっと給付金</p> <p>今後の方向性</p> <p>各種制度の周知を推進し、社会情勢をみながら適切な支援を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>3</p> <p>自立支援の推進</p>	<p>子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等をはじめ、母子父子自立支援員による生活支援を行っています。また、ひとり親家庭サポートセンターと連携し、就労支援を行うなど、総合的な自立支援に努めています。</p> <p>●母子父子自立支援員 ●ひとり親家庭サポートセンター</p> <p>今後の方向性</p> <p>制度やサービスの周知を行い関係機関との連携を図り自立支援を推進します。</p>	<p>子育て支援課</p>

(3) 障がい児施策の充実

事業名	内容	担当課
<p>1 障がい児相談体制の充実</p>	<p>子育て発達カウンセリング等にて、保健師が定期的に発達状況を確認し、就学前には学校教育課にて個別相談を実施しています。子育て支援課では、障がいに関する相談を受け付け、健康福祉課と連携体制をとっています。</p> <p>令和3年度より、「ちろりんカフェ」令和4年度より、「町の子育て保健室さんかん」を開始し、公認心理士がカウンセリングを行いました。なお、令和5年度に「ちろりんカフェ」は「町の子育て保健室さんかん」へ統合しました。</p> <p>また、令和3年度には巡回相談支援事業(保育所等)、令和4年度からは巡回相談支援事業(放課後児童クラブ)を開始しています。</p> <p>令和6年度より、発達カウンセリングを子育て支援課管轄で実施。相談窓口を一つにまとめ、情報の集約強化を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町の子育て保健室さんかん ●巡回相談支援事業(保育所、放課後児童クラブ等) <p>今後の方向性</p> <p>引き続き障がい児に関する相談を受け付け、健康福祉課の保健師や障がい福祉担当、学校教育課や保育所、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら対応していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 健康福祉課</p>
<p>2 障がい児保育・教育の充実</p>	<p>幼保小連絡協議会を毎年開催しており、連携を図っています。また、小中学校6校に特別支援学級を設置し支援教育の充実を図っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>国では、インクルーシブ教育※1を推進しているため、町においても推進を行います。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>3 特別支援学校生徒への支援</p>	<p>特別支援学校で開催される「支援会議」に出席し、児童の状況把握や福祉制度の説明などを行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子ども一人ひとりのニーズを把握し継続的に支援を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>4 経済的支援の 充実</p>	<p>障がい児の新規手帳取得者に対して、交付時に各種手当や制度の説明を行っています。また、対象者には毎年更新手続き案内を送付し制度が継続利用できるよう案内や広報周知を行っています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>●重度心身障害児等医療費助成 ●特別児童扶養手当</p> <p>●障害児福祉手当 ●心身障害者扶養共済制度</p> </div> <p>今後の方向性</p> <p>障害をお持ちの方が経済的自立を図れるように、国の政策とも連携し必要な支援を行い、各種手当や制度の案内を周知し実施していきます。</p>	<p>健康福祉課 子育て支援課</p>
<p>5 在宅生活の支 援</p>	<p>広報等で周知を図るとともに手帳の交付時や他の手続きで来庁があった際に相談対応や説明を行っています。また、必要に応じて各種福祉サービスへとつなげています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>在宅生活の支援に関して、段差の解消、和式トイレから洋式トイレへの改修のように物理的な支援や日中一時支援のような援護者の支援があり、なるべく希望に添えるように支援を行います。</p> <p>町に医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援も進めていきます。</p>	<p>健康福祉課 子育て支援課</p>

※1 インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す教育

(4) 子どもの貧困の解消

子どもの貧困対策の推進に対する法律において、都道府県及び市町村は、政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を考慮して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされています。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる佐賀県子どもの貧困対策推進計画に基づき、有田町においても関連施策を連動させ、一体的に推進を行います。

事業名	内容	担当課
<p>1</p> <p>教育現場における支援</p>	<p>すべての子どもたちが置かれた環境に左右されことなく、質の高い教育を受け、自らの希望へ向かって挑戦できるよう、「地域子供の未来応援交付金」なども活用しながら幼少期からの学習環境や相談体制づくりを推進しています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●すべての児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備 ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ●地域における居場所づくりや学習支援の場の充実 ●教育に関わる就学支援 ●有田町学習教室「四つ葉のクローバー」 </div> <p>今後の方向性</p> <p>教育の機会均等を図るため今後も関係機関とより一層連携し、一体的な支援を推進していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 健康福祉課</p>
<p>2</p> <p>安心できる生活・就労支援</p>	<p>心身の健康、家庭、人間関係など、それぞれの家庭による様々な課題に対して、総合的な相談・支援を行い、孤立のない環境づくりを推進しています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の生活・就労支援 ●子どもの生活・就労支援 ●支援人員の確保に関わる事業支援 </div> <p>今後の方向性</p> <p>関係機関が連携し、その家庭のニーズを把握し幅広く対応していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 健康福祉課</p>

<p>3 経済的支援</p>	<p>経済的な支援により、公的な支援を活用した最低限の安定した経済基盤が保たれるよう支援を行っています。</p> <p>令和5年度より入学準備金、令和6年度より出産祝い金の給付金を開始しました。また、令和4年度よりお困りの世帯へ食材や日用品の宅配(子ども宅食)を社会福祉協議会へ委託して行っています。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当 ●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●生活保護扶助 ●ひとり親家庭等医療費助成 ●出産祝い金●入学準備金●食材や日用品の宅配(子ども宅食) ●子どもへのインフルエンザ予防接種費の助成(中学生まで) </div> <p>今後の方向性</p> <p>経済的な理由から社会的な不利益にならないよう関係機関と連携し、一体的な支援を推進していきます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 健康福祉課</p>
--------------------	---	-----------------------------------

施策 6

施策 6 安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちが安心して利用できる公共交通や遊び場の整備をはじめ、子どもから大人までが一同に集えるコミュニティの場を整えます。また、地域が一体となって、交通安全や防犯・防災に取り組む、安全・安心なまちをめざします。

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

事業名	内容	担当課
1 公共交通機関 の維持・確保	<p>コミュニティバス及びデマンドタクシーの運用、松浦鉄道の維持・運営を継続実施しています。コミュニティバスの利用促進を図るため、小学生を対象とした無料乗車キャンペーンも継続実施しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は少子化の流れの中で利用者を確保しつつ、小中学生に対し、安全・安心に公共交通を利用できるよう情報提供に努めます。</p>	まちづくり課
2 子どもの遊び 場の充実	<p>通常維持管理(除草作業)は地域の協力により随時行っています。また、遊具については適宜点検をし、補修及び危険遊具の撤去等にも取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子どもだけでなく高齢者も利用し多世代が交流できる場を検討していきます。</p>	建設課
3 親子のつどい の場づくり	<p>自治公民館長を通して子どもから大人まで地域のコミュニティ活動に積極的に取り組めるよう支援しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>幅広い年代が集いコミュニティ活動の輪が広がるよう実施していきます。</p>	生涯学習課
4 子どもの居場 所づくり	<p>家庭や学校以外で子どもが安心して暮らせる、第3の居場所としての子どもの居場所づくりを推進しています。令和6年度は町内に子どもの居場所3か所と子ども食堂4か所の運営を委託して行っています。各団体による多種多様な運営方法やイベントにより参加者に好評を得ています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>運営団体のフォローを継続するほか、新規に居場所づくりに取り組みたい団体の掘り起こしを行うことで、事業活動を活性化していきます。</p>	子育て支援課

<p>5 多様な課題や背景を持つ子どもへの支援</p>	<p>ヤングケアラーや外国にルーツを持つ子どもなど、多様な課題や背景を持つ子どもが増加しており、支援策が求められています。支援が必要な子どもを発見するための調整と、適切に相談に応じ、支援へつなげる体制づくりが必要です。</p> <p>今後の方向性</p> <p>先行事例の研究などしつつ、関係機関と連携して、支援が必要な子どもを発見し支える体制づくりを行っています。</p>	<p>子育て支援課</p>
---------------------------------	---	---------------

(2) 子どもの安全確保

事業名	内容	担当課
<p>1 交通安全教室の充実</p>	<p>交通指導員らと連携した交通安全教室の開催や、登下校時の見守り隊による指導等を行っています。また、保育所では交通安全の出前講座等を実施して、交通安全教育を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も引き続き交通指導員と連携した実施を行うと同時に、交通安全指導員の高齢化に伴う後継者の育成や担い手不足への対応を検討します。その他にも、警察や関係機関と連携して子どもたちへの交通安全指導や啓発活動を推進します。</p>	<p>総務課 子育て支援課</p>
<p>2 道路環境の整備</p>	<p>随時地元からの要望を受け付け、特に危険と思われる箇所については、カーブミラーやガードレールの設置等で対応をしています。</p> <p>地元からの要望を受け、「飛び出し注意・スピード落とせ」の注意看板を地区に提供し、設置しています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は、現状復旧箇所、危険性が高いと思われる箇所等、優先順位により適宜対応していきます。また、学校教育課や建設課、警察、関係機関等と連携して子どもたちの通学路の点検を行い、必要な安全対策を推進します。</p>	<p>総務課 学校教育課</p>
<p>3 防犯・防災教育の充実</p>	<p>防犯ボランティア団体を中心とした登下校時の見守り、青パトを利用した巡回パトロール、防犯灯の設置費用の補助等を行っています。また、保育所や放課後児童クラブでは関係機関の協力を得ながら定期的に防犯・防災訓練を行っています。</p> <p>今後の方向性</p> <p>子どもが健やかに成長できる安全・安心な環境を提供していくことを今後も引き続き推進します。</p>	<p>総務課 生涯学習課 子育て支援課</p>

<p>4</p> <p>防犯体制の強化</p>	<p>地域住民の有志による「見守り隊」の結成、また「子ども 110 番の家」の周知徹底等、子どもの安全確保に取り組んでいます。</p> <p>今後の方向性</p> <p>2年に一度、「子ども 110 番の家」の見直しを行いながら引き続き防犯体制の強化に取り組めます。</p>	<p>総務課 生涯学習課</p>
<p>5</p> <p>チャイルドシート等の購入費助成</p>	<p>広報による周知を行っています。貸出の問い合わせについては、社会福祉協議会につないで対応を行っています。</p> <p>また、町内における子育て支援の一環として、自動車の運転者が6歳未満児を自動車に乗車させる場合に使用するチャイルドシート等の購入費に対して補助を行いました。</p> <p>●チャイルドシート等購入費補助事業</p> <p>今後の方向性</p> <p>事業については引き続き実施し、広報や HP のみだけでなく SNS や健康福祉課が導入している母子手帳アプリ等も利用してさらなる制度の周知に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>

第5章

事業計画

1 特定教育・保育施設

(1) 教育・保育提供区域の設定

①国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

②区域設定の進め方についての補足

区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
- 各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対する「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
- 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

③有田町の教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、有田町全域を1区域として設定します。

(2) 認定区分と提供施設

① 認定区分と提供施設

◆ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

◆ 認定別利用可能施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳～5歳 専業主婦(夫)家庭、 労働時間短家庭	3歳～5歳 共働き家庭	0～2歳 共働き家庭
利用 可能 施設	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

◆ 有田町の教育・保育施設数（令和6年9月時点）

		実施か所	利用人数	定員
幼稚園		0	0	0
認定 こども園	幼保連携型	3	328	380
	保育所型	3	201	200
保育所	町立	1	45	60
	私立	1	44	50
認可外保育施設		1	9	15
合計		9	627	705

(3) 量の見込みと確保方策

[需要量と確保方策]

現在有田町では、4園の認定こども園（幼保連携型3、保育所型1）と4園の保育所にて、教育・保育の量の確保を行っています。

1号認定は、認定こども園（幼稚園）にて入園希望者全員が入園できる見込みであるため確保量が不足することは想定していません。

2号認定で教育を希望するニーズについても、認定こども園（幼稚園）にて供給できる想定です。それ以外の2号認定を保育所及び認定こども園（保育所）で確保します。

3号認定は、保育所と認定こども園（保育所）で確保していくほか、認可外保育施設については認可支援を行い、地域型保育事業として位置づけ、供給量を確保します。

令和7年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		83	273	14	68	67	505
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 ^{※1}			5	5	5	
②合計		205	253	65	85	97	
②－①＝		122	△20	51	17	30	200

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和8年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		79	258	13	66	65	481
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 ^{※1}			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②-①=		126	△5	52	19	32	224

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和9年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		71	231	13	74	73	462
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 ^{※1}			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②-①=		134	22	52	11	24	243

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和 10 年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		67	220	13	72	71	443
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 ^{※1}			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②-①=		138	33	52	13	26	262

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和 11 年度

町全体		1号認定	2号認定	3号認定			合計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1歳 保育必要	2歳 保育必要	
①量の見込み		65	213	12	70	68	428
確保方策 (提供量)	幼稚園						705
	認定こども園	205	193	45	65	72	
	保育所		60	15	15	20	
	地域型保育事業 ^{※1}			5	5	5	
	②合計	205	253	65	85	97	
②-①=		140	40	53	15	29	277

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 提供体制の確保

子ども・子育て支援事業について、以下の19事業について本町のニーズや国・県の方向性を踏まえながら実施可能な体制を整えます。

◆実施事業一覧

		実施か所数	令和5年度実績
①地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)		1か所	5,006 人日
②子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		—	—
③一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	認定こども園4か所	7,280 人日
	幼稚園の預かり保育以外	保育所4か所	522 人日
④時間外保育事業(延長保育)		8か所	4,385 人日
⑤病児・病後児保育事業		1か所(+町外)	19 人日
⑥放課後子ども 総合プラン	放課後児童健全育成事業	8か所	354 人
	放課後子ども教室事業	2か所	477 人
	一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	4か所	1,161 人
⑦妊婦健康診査		—	945 人回
⑧赤ちゃん訪問事業		—	87 人
⑨養育支援訪問事業		—	54 人
⑩子育て短期支援事業(ショートステイ)		—	2人日
⑪利用者支援事業		—	—
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	—
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		—	—
⑭子育て世帯訪問支援事業		—	—
⑮児童育成支援拠点事業		—	—
⑯親子関係形成支援事業		—	—
⑰妊婦等包括相談支援事業		—	—
⑱乳児等通園支援事業		—	364 人
⑲産後ケア事業		4か所	1人

※単位の(人日)、(人回)は延べ人数

(2) 量の見込みと確保方策

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） [対象：0歳児～2歳児]

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。また、子育て親子の交流、相談、セミナー、就労支援事業、併設するカフェで高齢者との世代間交流なども行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,159	4,023	4,325	4,189	4,053
②確保方策	4,159	4,023	4,325	4,189	4,053
②-①=	0	0	0	0	0

▶有田町多世代交流センター「ゆいたん」において、子育て支援事業を実施します。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

[対象：0歳児～小学生]

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

▶今後、事業の運営体制の整備を検討します。

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定 [対象：3歳児～5歳児]

1号認定を受けた子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,117	6,774	6,088	5,745	5,573
②確保方策	7,117	6,774	6,088	5,745	5,573
②-①=	0	0	0	0	0

▶町内の認定こども園4園全てで実施しており、今後も継続して実施を行います。

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） [対象：0歳児～5歳児]

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業です。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	495	473	460	441	427
②確保方策	495	473	460	441	427
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶町内全園で実施しており、母親のリフレッシュなどの支援を行っています。今後も継続して事業を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

④時間外保育事業（延長保育） [対象：0歳児～5歳児]

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,504	3,338	3,247	3,122	3,014
②確保方策	3,504	3,338	3,247	3,122	3,014
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶時間外保育事業（延長保育）について、町内全園で実施しており利用者数は減少していますが今後も継続して実施します。

⑤病児・病後児保育事業 [対象：0歳児～5歳児、小学校低学年]

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17	16	15	15	14
②確保方策	17	16	15	15	14
②-①=	0	0	0	0	0

▶病児・病後児保育事業について、令和5年度に町立おおやま保育園に病後児保育室「さくらんぼ」を開設し、保護者がやむをえない事情により家庭で保育できない場合に病後児保育室において児童を預かることにより保護者の子育て及び就労の両立を図りました。

⑥放課後子ども総合プラン

【1】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) [対象：小学生]

保護者が昼間就労等で家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

[需要量と確保の方策]

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	378	356	338	317	304
1年生	103	97	91	86	82
2年生	118	111	106	99	95
3年生	78	74	70	66	63
4年生	47	44	42	40	38
5年生	19	18	17	16	16
6年生	13	12	12	10	10
②確保方策	426	426	426	426	426
②-①=	48	70	88	109	122

▶令和4年度に2か所、令和5年度に1か所民間の放課後児童クラブが整備され待機児童が解消されました。引き続き支援員の積極的な研修の受講を推進し、様々な特性を持った児童を受け入れることが可能な環境の整備に努めます。

出生数の減少から需要量の減少が見込まれています。定数の削減と伴に、検討されている小学校の統合が実施される際は町立放課後児童クラブの統合を検討していきます。

【2】放課後子ども教室事業 [対象：子ども全般（主に小学生）]

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健康やかに育まれる環境づくりを推進します。

[実施状況]

有田中学校区 1ヶ所

西有田中学校区 1ヶ所

▶引き続き、地域の方々に参画いただき、子ども達を楽しいと思える体験活動や学習内容を盛り込んだ充実した内容になるように努めます。

【3】一体型、又は連携型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

[対象：子ども全般（主に小学生）]

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の内容に準じます。

[実施状況]

有田中学校区 2ヶ所

西有田中学校区 2ヶ所

▶町内4小学校区にて一体型の教室を開設しています。活動場所については、引き続き各小学校に協力いただき、校内での実施を継続します。学校および放課後児童クラブ支援員との情報共有を図り、子どもたちが安心して活動できるよう円滑な運営に努めます。

⑦妊婦健康診査 [対象：妊婦]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

[需要量と確保の方策]

(単位：人回／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,019	997	964	930	908
②確保方策	1,019	997	964	930	908
②-①＝	0	0	0	0	0

- ▶妊娠当初に個々の状況に合わせた指導や健診の必要性を伝えることで今後も健診を受けてもらえる、また出産に至るまでの切れ目ない支援に取り組みます。

⑧赤ちゃん訪問事業 [対象：0歳児]

生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	91	89	85	83
②確保方策	94	91	89	85	83
②-①＝	0	0	0	0	0

- ▶産後うつが発見と支援も念頭に早期の訪問を継続し、孤立せずに子育てができるよう今後も情報提供と養育環境等の把握に取り組みます。

⑨ 養育支援訪問事業 [対象：一]

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

[需要量と確保の方策]

(単位：人 (支援対象人数))

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	59	56	54	51	49
②確保方策	59	56	54	51	49
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶養育支援が必要な保護者に対して、早期把握・早期介入を図り、必要な支援に取り組みます。要保護児童対策地域協議会や利用者支援事業などを通して、保護者の状況により様々な角度からの支援につなげられるよう取り組みます。

⑩ 子育て短期支援事業 (ショートステイ) [対象：0歳児～18歳未満]

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日/年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

- ▶令和2年度より事業を実施しており、令和5年度には2件の利用がありました。今後もニーズを踏まえた受入体制の整備に努めます。

⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行います。又、母子保健型事業では、令和元年8月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、相談・助言等を行うとともに、民間を含めた関係機関との連絡調整等を行います。

[需要量と確保の方策]

現在は子育て支援課と健康福祉課等で必要に応じた対応を行っており、今後も関係課・関係機関と連携を取りながら対応します。また、令和9年度までに整備予定のこども家庭センターの開設とともに、こども家庭センター型の利用者支援事業の開始を検討します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

[需要量と確保の方策]

今後も継続して実施し、幼児教育・保育の無償化に伴い、制度未移行幼稚園の児童も対象とします。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

[需要量と確保の方策]

現在の実施予定はありませんが、ニーズが生じれば、国の指針等に基づき実施していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業 [対象：0歳児～18歳未満]

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	31	30	29	29
②確保方策	—	—	30	29	29
②-①=	0	0	0	0	0

▶「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、事業の開始を検討します。また、令和7年度から重層的な支援体制づくりの中で具体的な検討の準備作業を始めます。

⑮児童育成支援拠点事業 [対象：6歳児～18歳未満]

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業です。

[需要量と確保の方策]

(単位：人／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	—	—	2	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

▶「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、事業の開始を検討します。

⑩親子関係形成支援事業 [対象：0歳児～18歳未満]

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

[需要量と確保の方策]

(単位：人／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	2	2
②確保方策	-	-	3	2	2
②-①=	0	0	0	0	0

▶「こども家庭センター」を令和9年度までに設置し、事業の開始を検討します。

⑪妊婦等包括相談支援事業 [対象：妊婦]

妊娠・出産・乳児期における伴奏型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針に従い、事業の実施体制の確保が求められます。

[需要量と確保の方策]

(単位：回／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	276	270	261	252	246
②確保方策	276	270	261	252	246
②-①=	0	0	0	0	0

▶母子健康手帳の交付時・妊娠中期から後期・生後2か月以内の赤ちゃん訪問の3回の時期に、面談等を全員に実施し、妊娠期からの切れ目ない支援を行い、必要な情報の提供やサービスに繋がります。

⑱乳児等通園支援事業 [対象：0歳児～2歳児]

保育所などに通っていない0～2歳の子どもの対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。令和5年度より子ども・子育て支援法改正により位置づけられた新たな事業であり、本町においても令和5年度より先行自治体として事業実施に取り組んでいます。

[需要量と確保の方策]

0歳

(単位：人時間/月、人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	時間数	310	310	310	310	310
	実人数	2	2	2	2	2
②確保 方策	時間数	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	実人数	8	8	8	8	8

1歳

(単位：人時間/月、人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	時間数	170	170	170	170	170
	実人数	1	1	1	1	1
②確保 方策	時間数	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	実人数	8	8	8	8	8

2歳

(単位：人時間/月、人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	時間数	250	180	180	180	180
	実人員	1	1	1	1	1
②確保 方策	時間数	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	実人員	8	8	8	8	8

▶先行実施事業の様子も勘案して、引き続き受入体制の充実に努めます。

⑱産後ケア事業 [対象：妊婦]

退院直後の心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

[需要量と確保の方策]

(単位：人日／年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	13	14	15	15
②確保方策	12	13	14	15	15
②-①＝	0	0	0	0	0

- ▶令和7年度までは、管内2か所、県外2か所の医療機関でショートステイ型とデイサービス型で実施しています。令和8年度以降は佐賀県で広域化の取組が始まる予定であるため、これに参加し支援体制の充実に努めます。

第6章

計画の推進体制

(1) 計画の推進に向けた役割

①家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

②地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

③事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

④行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

(2) 関係機関等との連携

本町においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、教育・保育施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本町においてはそのための支援に努めます。

また、保育所等を利用する子どもが小学校就学後に放課後児童クラブを円滑に利用できるよう、相互の連携に努めます。行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「有田町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況(教育・保育施設の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援 13 事業の提供量(確保方策)

【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 「有田町は子育てしやすいまち」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。